GHQ/SCAP Records (RG 331, National Archives and Records Service)

Description of contents

---

(1) Box no. 2966

(2) Folder title/number: (31)
Social Study

(3) Date: Jan. 1949 - June 1949

(4) Subject:

Classification	Type of record
813, 9813	c, t

(5) Item description and comment:

Osaka and Tokyo

(6) Reproduction: (Yes) No

(7) Film no. Sheet no.

(Compiled by *National Diet Library*)

C.E.OFFICER

昭和二十四年六月

東京都社會教育研究大會資料

東京都教育廳

昭和二十四年度東京都社會教育研究大會資料目次

一、民主的政治と非民主的政治　一
（一）個人の價値　（二）個人の平等　（三）主權は國民にある　（四）多數決による議決　（五）民主的政治は公共の組織をないがしろにしない　（六）政治の働きは國の立場でそのすべてが行われなくてもよい
二、社會教育法　三
三、新社會教育の方向　五
四、社會教育の振興について　一一
（一）教育刷新委員會第七部會採決案　（二）社會教育全國協議會決議
五、東京都の社會教育計畫　一四
六、社會教育施設について　一九
（一）社會教育施設とは　（二）東京都の社會教育施設（博物館、美術館、圖書館、公民館）　（三）公民館全國設置狀況
七、婦人團體と青少年團體　二二
（一）青少年團體の當面している問題　（二）婦人團體　（三）東京都における婦人團體と青少年團體設置狀況
八、青少年不良化防止對策　二三
九、視覺教育について　二六
（一）視覺教育について　（二）東京都視覺教具配置表　（三）社會教育用フイルムリスト
一〇、レクリエーションの意義　二七
一一、議事の手續　二八
一二、討論の方式　二九
一三、民主的團體の運營　三六
（一）團體の結成　（二）會則、附則の一例　（三）事業計畫の作り方（例、青年團體）　（四）團體の委員會
（五）團體の財政（例、青年團體）
附言

昭和二十四年度　東京都社會教育研究大會開催要項

一、趣旨　都内社會教育各方面の代表者を會同し、社會教育の主要な事項について研究討議を行い、社會教育運營の晝期的强化を計るものとする。

二、實施要項

一、名稱　東京都社會教育研究大會

二、主催　東京都教育廳・文部省

三、期日と會場

會場別	會場名	所在	期日	摘要
第一會場	永田町小學校	麹町平河町 都電平河町下車	六月十五日…六月十七日	分科會は本會場のほか都立一高校を使用
第二會場	立川市公民館	立川市柴崎町 省線立川驛下車	六月二十日…六月二十二日	分科會は本會場のほか柴崎小學校を使用

四、講演者と指導者

イ、東京軍政部　ロ、文部省　ハ、教育廳が依頼した學識經驗者

（議事日程參照）

五、出席者とその區域

(一)　出席者

大會出席者は、ハの範圍から各區、支所、出張所、市が選定し教育廳が出席方を依頼する。出席者を一般出席者（第一、三日に出席）と特別出席者（三日間出席）とに分ける。

イ、一般出席者

大會第一、三日目に出席し、一般議題について討論に參加する。

ロ、特別出席者

大會三日間を通じて出席し、特に分科會討論に參加する。

ハ、出席者選定の範圍

(三)　大會は公開して一般都民の自由參加をもとめる。

六、開催方法

(一)　大會は三日間にわたり都内二會場で議事日程に從い開催する。

第一日　社會教育全般に關する問題　一般出席者・特別出席者

第二日　民主的な社會教育團體運營に關する分科會　特別出席者

第三日　東京の社會教育に關する問題　一般出席者・特別出席者

(二)　第一、三日目の議事

大會第一、三日目の日程は、一議題毎に指導者の討論によつて進行する。出席者の發言、質疑、意見發表はもつとも望ましく、大會の效果を大きくする所以であるから、特にそのための時間を割いてあるが司會者の指示によつて行うこととする。

(三)　分科會

大會第二日目は、特別出席者によつて分科會討論を行う。分科會は「民主的な社會教育團體の運營」を議題に四分科會をひらく。

第一分科會　團體の設立について

第二分科會　團體の事業計畫について

第三分科會　團體の委員會と企畫

第四分科會　團體の財政

分科會出席者はあらかじめどの分科會に出席するかをきめる。各分科會にはそれぞれ指導者を割當て、分科會討論に當つては議長其他を選定して議題事項の審議討論を行う。議長は第三日目にその結論を大會に報告する。

(四)　主宰者と司會者

第一會場	永田町小學校	麹町平河町 都電平河町 下車	六月十五日…六月十七日	分科會は本會場のほか都立一高校を使用
第二會場	立川市公民館	立川市柴崎町 省線立川 驛下車	六月二十日…六月二十二日	分科會は本會場のほか柴崎小學校を使用

四、講演者と指導者

イ、東京軍政部　ロ、文部省　ハ、教育關係が依頼した學識經驗者

（議事日程參照）

五、出席者とその區域

（一）出席者

大會出席者は（ハ）の範圍から各區、支所、出張所、市が選定し教育關が出席方を依頼する。出席者を一般出席者（第一、三日に出席）と特別出席者（三日間出席）とに分ける。

イ、一般出席者

大會第一、三日目に出席し、一般議題について討論に參加する。

ロ、特別出席者

大會三日間を通じて出席し、特に分科會討論に參加する。

ハ、出席者選定の範圍

○區、支所、市、村關係（教育委員、社會教育擔當係員、視學、管內指導者）

○社會教育施設關係（圖書館、美術館、博物館其の他）

○學校關係（小、中、高校の學校長、教員代表）

○各種團體代表（PTA）婦人、青少年、文化團體其の他）

○勞働團體、宗教團體代表

（二）出席者の區域

出席者は全都を會場別に左記の通り割當てる。

會場別	會場名	出席者の區域	摘要
第一會場	永田町小學校	都内二三區（島嶼）	出席者の都合により會場を變更する際は申し出ること
第二會場	立川市公民館	三市、三郡	

（二）第一、三日目の議事

大會第一、三日目の日程は、一議題毎に指導者の討論によつて進行する。出席者の發言、質疑、意見發表はもつとも望ましく、大會の效果を大きくする所以であるから、特にそのための時間を割いてあるが司會者の指示によつて行うこととする。

（三）分科會

大會第二日目は、特別出席者によつて分科會討論を行う。分科會は「民主的な社會教育團體の運營」を議題に四分科會をひらく。

第一分科會　團體の設立について

第二分科會　團體の事業計畫について

第三分科會　團體の委員會と企畫

第四分科會　團體の財政

分科會出席者はあらかじめどの分科會に出席するかをきめる。各分科會にはそれぞれ指導者を割當て、分科會討論に當つては議長其他を選定して議題事項の審議討論を行う。議長は第三日目にその結論を大會に報告する。

（四）主宰者と司會者

大會に主宰者と司會者をおく。主宰者は大會全體を通じておいた諸問題の指示解決にあたり、都教育委員會教育長がこれに任ずる。司會者は全體の議事進行にあたり、特に出席者の討論參加を圓滑にする。

第一日　都社會教育協會長

第三日　都教育委員會教育次長

（五）參考資料

大會に必要な參考資料を出席者に配布する。特別席出者に對しては特に開催前に配布し討論の便に供する。

（　）

（　）

（　）

一四、二〇—一五、三〇	社會教育の發展をさまたげているものは何か	陪席討論	葛飾區長 主婦連合會 教育委員	高橋佐久松 後藤俊	成木村長 八王子市婦人會 同上	木崎茂男 青木久榮	
一五、三〇—一六、〇〇		レクリエーション	歌唱指導	高木清	同上		
一六、〇〇—一七、〇〇	社會教育施設の利用について	講壇討論	YMCA主事 駿河臺圖書館長 日本平和婦人會長 PTA連合會長	兼松正 坂本健二 佐藤サカエ 澤豐	立川公民館長 武藏野圖書館長 赤境婦人會 南多摩連青	石川積 佐藤忠恕 井口ヤス 佐藤清泰	
第二日　民主的な社會教育團體運營に關する問題　第一會場　六月十六日 第二會場　六月二十一日							
九、三〇—九、四〇	分科會について						
九、四〇—一四、三〇	民主的な社會教育團體運營について (1)團體の設立について (2)團體の事業計畫 (3)團體の委員會と企畫 (4)團體の財政	分科會	YMCA リーダースダイジエスト 日本青年館事務局長 ボーイ・スカウト連盟總主事	永井三郎 鹽野幸子 橫山祐吉 關忠志	同上 同上 同上 同上		
議長において適宜休憩中食の時間を設ける							
第三日　東京の社會教育に關する問題　第一會場　六月十七日 第二會場　六月二十二日							
九三、〇—一〇、二〇	映畫、幻燈機の展示說明	展設圖解					
一〇、二〇—一〇、五〇	視覺教育について	講演	文部省	近藤春文	同上		
一〇、五〇—一二、〇〇	映畫	映寫	ナトコ映寫機		同上		
一二、〇〇—一三、〇〇	中食						
一三、〇〇—一三、三〇	青少年團の活動	講演	軍政部　J・コバヤシ		同上		
一三、三〇—一四、〇五	青少年の不良化防止をいかにするか	圓卓討論	警視廳補導係長 寺島第一中 光の子連盟 都青連	荒井伊三郎 神戸義昌 武居愛子 加瀨右一郎	同上 北多摩連青 立川連青 多摩中	澁谷節子 北島欣明 小澤恒衛	
一四、〇五—一四、一〇	休憩						
一四、一〇—一四、四〇	婦人教育について	講演	軍政部　ミス、デヴリイズ				
一四、四〇—一五、一五	婦人教育を如何に振興するか	圓卓討論	文部省 練馬婦人會 辯護士	山室民子 近藤多惠 久米愛	同上 三鷹婦人會 農業協同組合連合會理事	石川加津 丸岡秀子	
一五、一五—一五、三五	レクリエーション	演奏					吹奏樂演奏
一五、三五—一七、〇〇	大會の反省	協議					分科會議長の報告、大會の反省と將來への計畫

東京都社會教育研究大會議事日程

時間	議題	方法	指導者		備考
第一日　社會教育全般に關する問題			第一會場　六月十五日 第二會場　六月二十日	司會　東京都社會教育協會長	一般出席者 特別出席者
九、三〇—九、三五	挨拶		永田町會場	立川會場	
九、三五—一〇、二〇	學校と社會教育	講演	東京都教育長	同上	
一〇、二〇—一〇、三〇	休憩		軍政部　デユツベル大尉	同上	
一〇、三〇—一一、二〇	民主政治と非民主政治	講壇討論	都青連　溝口義方 港區婦人會　村上秀子 法大教授　中村哲	三市三郡連青　石田正義 五日市婦人會　今川アヤノ 同上	
一一、二〇—一二、三〇	議事の進め方	映畫實演			脚本『兩親議會の人々』 映畫『會議の持ち方』
一二、三〇—一三、三〇	中食				
一三、三〇—一四、二〇	社會教育法について	講壇討論	文部省　寺中作雄 教育委員　戸田貞三 社教連長	同上 同上 同上	
一四、二〇—一五、三〇	社會教育の發展をさまたげているものは何か	陪席討論	葛飾區長　高橋佐久松 主婦連合會　後藤俊 教育委員	成木村長　木崎茂男 八王子市婦人會　青木久榮 同上	
一五、三〇—一六、〇〇	レクリエーション	歌唱指導	高木清	同上	
一六、〇〇—一七、〇〇	社會教育施設の利用について	講壇討論	YMCA主事　兼松正 駿河臺圖書館長　坂本健二 日本平和婦人會長　佐藤サカエ PTA連合會長　長澤豐	立川公民館長　石川積 武藏野圖書館長　佐藤忠恕 日赤境婦人會　共口ヤス 南多摩連青　佐藤清泰	
第二日　民主的な社會教育團體運營に關する問題			第一會場　六月十六日 第二會場　六月二十一日	分科會	特別出席者
九、三〇—九、四〇	分科會について				大會々場に集合の上各分科會々場に移る
九、四〇—一四、三〇 議長において適宜休憩中食の時間を設ける	民主的な社會教育團體運營について (1)團體の設立について (2)團體の事業計畫 (3)團體の委員會と企畫 (4)團體の財政		YMCA　永井三郎 リーダースダイジエスト　鹽野幸子 日本青年館事務局長　横山祐吉 ボーイ・スカウト連盟總主事　關忠志	同上 同上 同上 同上	第一分科會要旨　團體の結成準備、會則附則の起草審議、役員の決定 第二分科會要旨　前年度事業の反省、事業計畫委員の決定、事業試案の作成、綜合討議、計畫實行委員の決定 第三分科會要旨　常任委員會の企畫と任務　特別委員會の企畫と任務 第四分科會要旨　豫算案作成、資金獲得運動、その收支出項目の檢討
第三日　東京の社會教育に關する問題			第一會場　六月十七日 第二會場　六月二十二日	司會　教育長	一般出席者 特別出席者
九三、〇—一〇、二〇	映畫、幻燈機の展示說明	展示說明圖解			展示室を準備する、自由觀覽
一〇、二〇—一〇、五〇	視覺教育について	講演	文部省　近藤春文	同上	

東京都社會教育研究大會資料

一、民主的政治と非民主的政治

今日の世界のたいていの國は、自ら民主的な國であると主張してはいるが、その實施しているやりかたは非常に違うので、自ら民主的だと主張しても、すべての國がほんとうに民主的な國にふさわしいものだとはいわれない。もちろん、國情が違つていても、民主的な政治は、その國情に合うようにぴつたりと行うことができるのである。たとえば、合衆國では政府の首長に大統領がおり、イギリスでは總理大臣がいるが、どちらも民主的な國だといえるだろう。しかしながら、ほんとうに民主的な國だといわれるためには、そのこまかい政治の形態は論外におくとしても、民主的な國にふさわしいある信念、ある實際上のやりかた、ある政策を持たなければならない。そこで、その政治が民主的であるか、それとも獨裁的であるかをきめることのできるなんらかの尺度表が必要である。

民主主義はほんとうをいうと一つの理想的な狀態である。完全に民主的であるといわれる國は世界のどこにも見いだされない。ある國は他の國よりもより民主的であり、ある國は大體民主的であるが、幾分非民主的な政策や方法を行つている。あの國はある點では民主的であるが、他の點では民主的ではない。またほとんど民主的とはいえない國もあるだろう。民主主義には非常に多くのことがらが含まれているので、なかなかそれは複雜な問題である。各人が、非民主的な人、非民主的な施策、非民主的な國がら、民主的な人、民主的な施策、民主的な國がらを見分けることはたいせつなことだから、われわれは、民主主義とはどんなものであるかということを理解するように努めなければならない。

こゝで、われわれは民主主義の尺度というべきものを示してみようと思う。これはもちろん完全なものではなく民主主義を成り立たせる最も重要なものを示すに過ぎない。この尺度はさきに民主的なものをあげ、あとに、それに對應する非民主的なものをあげてある。もちろん、この二つのものの間には、部分的に一方に屬したり、他方に屬したりするものがあるが、それはあげないことにした。

一、個人の價値

イ、民主的な國

民主的な社會では各個人の價値を高く尊重している。個人については、個人は金錢、耕地、工場、船あるいはその他のどのような物質よりも、限りなく價値のあるものだということである。個人は自分の生活の習慣やしきたりや、自分たちがつくり出した制度よりも價値がある。個人に對するこのような尊敬は、どのような個人に對しても同じように拂はなければならない。知識のある人にも、知識のない人にも、金持にも貧しい人にも、有名な家がらの人にもまた別にそんな家がらでない人に對しても同じである。またそれは農民にも、炭鑛夫にも、工場勞働者にも、また勤め人にも、自由職業の人についても同じことがいえる。個人の價値についてこういうふうにいうと、次のような疑問が起るだらう。「しかし、もし個人がそんなに價値があるとすれば、國の幸福とか、社會の他の人々すべての幸福はどうなるのだらう。」答えはもうすでに明らかにされている。もし各個人が尊重され、各人がその力のかぎり伸びるようになればわが國の八千萬の國民も、人類の社會をつくつている二二億の人々も、社會に貢獻するところは非常なものであり、社會もまた榮えるだろう。それはちようど果樹園の個々の木が細心の注意を以つて育てられると、果實がたくさんになり、果樹園全體が實のりが多く榮えることになるのと同じようなものである。こういう考え方は非常にたいせつである。この考え方が受けいれられると、人間は他人のどれい（奴隸）になることはできないということ、なんびとも獸獸として使役されてはならないということ、またなんびとも、德川の支配者がいつたように「百姓は生きぬよう死なぬよう」などということはできないということである。個人を尊重するということは、子どもの勞働は搾取されてはならないということである。また、だれでも自分の利己的な目的のために他人の生命を危險にさらし、あるいはこれをちぢめるようなことをしてはならないということである。個人に對するこのような態度は、民主主義の根本である。これなくしては眞の民主主義はあり得ない。

ロ、非民主的な國

ある社會では個人には大きな價値は認められない。個人は社會の道具であり、それ自身には價値がないと考えられている。このような主義によれば、國家や社會が存續することがだいじなこととされる。目的を達するために、個人はどんなことのためにも使われる。その生命は國家の幸福のために、よいと考えられる戰爭のために捧げられる。個人はどれいに似た、あるいはどれいそのままの狀態のもとで働くことを命ぜられること

もある。このような社會では、個人が叛亂を起さない程度にしか個人の幸福は重んぜられていない。個人の幸福などは少しも考えられない。

他の社會は、このような主義を少し變えて行つている。そこでは個人は社會をつくつているものにすぎないから、まず社會が先に考えられなければならない、そして、もし社會が全體として繁榮し、健全な狀態にあれば、個人はひとりでに幸福になるといわれている。これが誤りであることは、日本が非常に盛んであつた時、何百萬という個人が少しもそれから恩惠を受けなかつたということを考えてみれば明らかである。この主義は、それが實施されると、個人は社會の利益のために、むりじいに犧牲にされることもあるから、前に述べたものとほとんど變わりがない程危險なものともなる。ある時代の人々は次の時代の人々のために犧牲にならなければならないと要求された場合もあつた。このような考え方によると、その次の時代の人々も、またその次の時代の人々のために犧牲にならなければならないと要求されて、はてしなく續いていくのである。

また獨立した存在としての國家や、個人の犧牲による社會の存續という點を强調しないが、すべての個人がびとしく尊重されずに、ただある特定の個人だけが尊重される社會がある。知識のあるものは尊重されるが、知識のないものは尊重されない。金持は尊重されるが、貧しい人は尊重されない。有力な背景を持つ家は尊重されるが、特殊な背景のない家庭は尊重されない。公務員は尊重されるが選擧する人たちは尊重されない。このような社會は、そういう差別が行われている點で非民主的である。

二、個人の平等

イ、民主的な國

民主的な國ではすべての人は平等と見なされている。これは決してすべての人が同じだということではない。あるものは他の人より知識があり、あるものは他の人より金持である。あるものは他の人よりもよい着物を着ている。平等とはすべての人は生活を營む平等の權利を持ち、個人として尊重される平等の權利を持つということであり、法律の前には平等の權利を持つているということである。金持も貧しい人も法律にしたがわなければならない。貧しい人も金持も法律を犯せば、全く同じように罰せられる。兩者とも法律の保護を受ける平等の權利を持つている。大統領も總理大臣も國の最も貧しい人と法律の前では、また法律の保護を受ける點では全く平等である。

ロ、非民主的な國

すべての人は、法律の前では平等であり、生活を營む平等の權利と、自由を持つという根本的な考え方が社會に受けいれられていない國もあろう。このようなところは非民主的であるといえよう。ある人々は貴族の稱號を持ち、巨萬の富を持ち、古い家名を持つという理由で、あるいは、ある政治的な地位を持ち、またある黨に屬しているという理由で特權的な取り扱いを受ける。近代の獨裁制では、特權は獨裁者とその側近および社會を支配している政黨の黨員に與えられる。少數支配の政治では、特權はもちろん、少數の支配者たちとそれを支持する人々に與えられる。專制君主政治では、いわゆる「貴族階級」に屬する人々に與えられる。このようなやり方はすべて民主主義と一致しない。

三、主權は國民にある

イ、民主的な國

民主的な國では、窮端最高の權威は國民にある。

どのような近代社會でも、國民は共同生活を行い、集團で協力して働いている。われわれのだれでも最初に屬する集團は家庭である。のちにわれわれは、近隣の社會というような他の集團にはいる。人生のいろいろな時期には、學級、學校、學校の校友會、勤務する會社、勞働組合、宗教團體、運動競技クラブ、文化クラブなど、いろいろの集團に關係してくる。各人は當然、市・町・村、都・道・府・縣、國、また世界の社會の一員である。われわれの屬しているこれらの集團は、三—四人から二十億の多きにのぼつている。各人は多くの集團に屬してゐる。ある集團には短い期間しか所屬しないが、長年月にわたつて所屬するものもある。

きみたちがどの集團に屬していようとも、そこには權威を持つひとりあるいは數人の人がいる。たとえば子どもたちは、家庭では、その兩親が最高の權威を持つていることを知つている。もし權威がなかつたら、仕事は何もできない。

民主的な國では、權威は、すべての國民のものである。しかし、國のような大きな集團では、各個人がこの權威を行使することができない。そこで、民主的な國では、國民はその權威をある仕事をするために、とくに選ばれた人々に委託する。國民はその權威を失つたり、すてたりするのではない。かれらは單にその代表にその權威を委託するの

の人物が最高の権威を手に握つていてそれが国事に關するらゆることをきめる權力
非民主的な國では、絶對最高の權威は國民にあるとは考えられていないだろう。
〝非民主的な國〟

官、裁判官を直接あるいは間接に選んで仕事をさせる。

から、國民は市・町・村、都・道・府・縣、國に、それぞれ立法のための職員、行政

で解決する。すべての國民がおをいい一堂に會して政治や計畫をめることはできない。

る。ある問題は國民のすべてに關係する。國民はこれらの問題を政府という組織を通じ

持つている。こういう問題は都・道・府・縣の地方自治である組織によつて解決され

にによつて解決する。ある問題は都・道・府・縣のすべての人々を含むはその幅の廣さを

數府は、國民が相互の關係を解決し、共通の福祉を追求するための機關である。國民

ないことをあげている。

府は憲法の中にあげることだけからでない。憲法はしばしば政府がやつてはならな

民主的な政治は無制限な權力を持たない。權威は憲法の中に想定されており、政

前でも罷免することによつて、取りかえることができる。

ろことによつて、取りかえることができる。

ろ。それゆえ國民は國の最高の權威をいつでも自分たちの手に握つていなければならな

ろ。國民は國の最高の權威を一時委託する代表者を選ぶために行うのである。

ろのではない。國民によつて選ばれた權威を通じて與えられる權威を通じて行うのである。

が、實際には國民によつて選ばれた代表に委託されるのである。これらの代表は國民を支配す

政治の場合には、權威は國民に屬しており、それは取りかえされることはないのである

る。權力を持つ人々は國民に對して責任を負うことがない。

威を校長と先生に委託し、また自分たちの權威を自分たちが選んだ教育委員を通じて行使す

學校ではある程度の權威が校長と先生に與えられている。子供たちの親はこの權

まる。

でもある。

そしていつでもかの代表を選ぶことによつて、それを

四、多數決による議決

イ民主的な國

民主主義では、多數投票によつて議決が行われる。多數投票を得た候補者は公職に選ばれる。立法機關では、法律は多數投票によつて制定される。

多數はつねに正しいとは限らない。少數が正しい場合もあり得る。しかしこの制度のもとでは、少數者はいつかは多數者になるように自分たちの政策が正しいものだということを人々に信じさせようと努力する。

「進んだ少數者」が統治すべきだということは、プラトンの時代から說かれて來た。これは理論の上ではうまく行くかもしれないが、實際にはうまく行つたことがない。その理由は、「進んだ少數者」は必ず自分たちのために統治し、のちには一般の福祉を忘れるにきまつているからである。普通は、自分たちを進んだ人間だと自分できめている人たちであり、ということである。さらに問題は進んだ少數者とはどういう人たちなのかそしてなんらかの手段で權力を得た人たちである。しかし、かれらが進んだ人たちであるかどうかはわからない。

民主主義は、多數者の議決によらなければならない。そしてうまく討議に參加できるような教養を國民のすべてが持つような公教育の普及にたよらなければならない。同時に多數の意見に對して異議をとなえる少數者の權利が尊重されなければならない。少數者は多數者の決定を受け入れなければならないが、將來決定を變更するために努力する權利を持つているのである。

ロ、非民主的な國

國民が信賴されず、いわゆる「選良」のお歷々がいろいろな方法で政治を支配し、その支配を維持し擴張しようとしているところには、非民主的な政治が行われる。ある獨裁制、たとえば、戰前あるいは戰時のファシストやナチの獨裁制では、民主的な政治のよそおいさえもなされなかつた。また獨裁制には自分たちは民主的である、自分たちは「國民のために」政治をすると主張するが、實際は、政治は「國民の手によつて」行われてはいないものがある。大衆は無知で愚かで、政治の能力などはないという理由で、多數決の原則による政治が容認されないこともある。これは、少數の人々の手に政治の權力を握つているための口實にほかならないものだといえよう。國民大衆というものは愚かではなく、大多數の國民は一生を通じて學び續けることができるということが、科學的に證明されている。もし國民大衆が無知だとすれば、それは一般に政府の故意による政策が放任怠慢によつて無知の狀態におかれているものだといえよう。

わが國では、過去において、民主的な政治はしばしば「衆愚」の政治だといわれたことがある。これは自分を國民の中ですぐれたものだと考えているような連中がいつたことである。この少數支配の政治は、必ずしもすべての國民の利益のためでなく、國家の利益のために支配する權利を要求した。國民が自分たちの要求が確實にみたされるようにするただ一つの道は、政府を自分たちで支配することであり、多數決の投票によつて統治することである。多數決による統治は、國民が教育を受け、公教育のよい制度によつて教養のある投票者がつくりだされるならば、成功するのである。

五、民主的政治は公共の福祉をないがしろにしないで積極的にこれを推進する

イ、民主的な國

近代の民主的な國では、國民は協力して共通の福祉を保障しようとするので、各個人や各家庭が自分のことになんでも氣を使わなければならないとは考えていない。政治を通じて國民は公衆の健康を維持し、病氣の廣がるのを防ぎ、檢疫の制度を行い、また自費で療養できる餘裕のない人々のために保健所を設ける。政治を通じて協力しながら、國民は失業勞働者に仕事を見つけてやり、工場の條件を健康なものにし、危險な機械に對しては安全な裝置を用意し、職場のあらゆる生命や健康に危險なものを除去するようにさせる。政府は、勞働爭議を平和に解決するように助力し、勞働基準が維持されるように保障する。政府は農民が問題を解決するように、新しい方法を實驗したり、また出版を通じて農民に役に立つ知識を傳える。政府は詐欺的な企業によつて國民がだまされないように監視して、國民の投資を保護する。政府は交通の施設について、國民の負擔が重くなりすぎないように考えて運賃を定め、水道・電氣・ガスその他の公共施設の料金が高くならないように國民を保護する。政府は犯罪人から國民を保護する。政府は病人、身心に缺陷のある人、孤兒や貧しい人々のために施策を行う。政府は國の資源を保護し、利益追求や過度の開發によつて資源を浪費することを許さない。政府は國民のためにつくす時に、はじめてほんとうの働きをなしとげるものである。

ロ、非民主的な國

ある時代には、多くの人々によつて、政府は生命や財産を保護する責任にないと信じられていた。最もよい政府はできるだけ干渉しないものだと考えられていた。このような考えは、近代民主主義では、多くの教養のある人々には、もはや本氣で受けいれられない。國民がその政治を通じて、公共の福祉を守り、最大多數の最大の幸福を守るために必要なあらゆる仕事をやつて行くことはどうしてもしなければならないことだと考えられている。たとえばかつては、失業した人は、どんな賃金で契約しようとも、職を得るのはかれ自身のことだつたし、全く自分でやらなければならなかつた。今では、職業紹介をやる施設を設けるのは政府の引き受ける責任である。政府はあいている勤め口の表を持つていて、職を求める人のために適材適所にせわをする職業紹介の施設を運營して行く。かつては、民間會社は、それが電氣やガスや交通のものでも、會社が思うままに自由に、客に負擔をかけてよいと信じられていた。今では政府は國民の利益になるように、これらのことを規制しなければならないという原則が認められている。政府が國民の福祉を積極的に追求しないような國は、國民の福祉が得られない以上、それだけ非民主的だといわれるだろう。

六、政治の働きは國の立場でそのすべてが行われなくてもよい

イ、民主的な國

民主的な國では、すべての權力が國の政府によつて行使されるわけではない。市・町村の立場で解決される問題もある。人々はこのような問題を、その市・町・村の自治團體によつて解決する。また都・道・府・縣の立場で、都・道・府・縣廳によつて解決した方が便宜でよいと思われる問題もある。それはその都道府縣の人々のすべてに關係しているからである。なお國全體の範圍にわたつている問題もある。これは、國の政府によつて解決されるのが適當である。

ロ、非民主的な國

獨裁制では、國の政府は、地方的政治團體があつたとしても、これを支配するほとんど不變の絶對權力を持つている。地方政治の機關は、いつも單に國の政府の行政支部にすぎず、それ自身の權力は持つていない。獨裁者は、國民が地方の立場で自分自身のことを處理するようになる危險を避けなければならない。もし國民がそうなれば、自分たちの國のことがらについても同樣に處理するように決めることがあるかもしれない。これは獨裁者の權力を失うことを意味するだろう。

二、社會教育法

第一章　總　則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五號）の精神に則り、社會教育に關する國及び地方公共團體の任務を明らかにすることを目的とする。

（社會教育の定義）

第二條　この法律で「社會教育」とは、學校教育法（昭和二十二年法律第二十六號）に基き、學校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に對して行われる組織的な教育活動（體育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（國及び地方公共團體の任務）

第三條　國及び地方公共團體は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社會教育の奬勵に必要な施設の設置及び運營、集會の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての國民があらゆる機會、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

（國の地方公共團體に對する援助）

第四條　前條の任務を達成するために、國は、この法律及び他の法令の定めるところより、地方公共團體に對し、豫算の範圍内において、財政的援助並びに物質の提供及びそのあつ旋を行う。

（市町村の教育委員會の事務）

第五條　市（特別區を含む。以下同じ。）町村の教育委員會は、社會教育に關し、當該地方の必要に應じ、豫算の範圍内において、左の事務を行う。

一、社會教育に必要な援助を行うこと。

二、社會教育委員會の委嘱に關すること。

三、公民館の設置及び管理に關すること。
四、所管に屬する圖書館、博物館その他社會教育に關する施設の設置及び管理關にすること。
五、所管に屬する學校の行う社會教育のための講座の開設及びその奬勵に關すること。
六、講座の開設及び討論會、講習會、講演會、展示會その他の集會の開催竝びにこれらの奬勵に關すること。
七、職業教育及び產業に關する科學技術指導のための集會の開催及びその奬勵に關すること。
八、生活の科學化の指導のための集會の開催及びその奬勵に關すること。
九、運動會、競技會その他體育指導のための集會の開催及びその奬勵に關すること。
十、音樂、演劇、美術その他藝術の發表會等の開催及びその奬勵に關すること。
十一、一般公衆に對する社會教育資料の刊行配布に關すること。
十二、視覺聽覺教育、體育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に關すること。
十三、情報の交換及び調査研究に關すること。
十四、その他第三條の任務を達成する必要な事務

（都道府縣の教育委員會の事務）

第六條　都道府縣の教育委員會は、社會教育に關し、當該地方の必要に應じ、豫管區內において、前條各號の事務（第三號の事務を除く。）を行う外、左の事務を行う。

一、法人の設置する公民館の設置及び廢止の屆出に關すること。
二、社會教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運營、講習會の開催、資料の配布等に關すること。
三、社會教育に關する施設の設置及び運營に必要な物資の提供及びそのあつ旋に關すること。
四、市町村の教育委員會との連絡に關すること。
五、その他法令によりその職務權限に屬する事項

（教育委員會と地方公共團體の長との關係）

第七條　地方公共團體の長は、その所掌事項に關する必要なこう報宣傳で、視覺聽覺教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを適當とするものにつき、教育委員會に對し、その實施を依頼し、又は實施の協力を求めることができる。

2　前項の規定は、他の行政廳がその所掌に關する必要なこう報宣傳につき、教育委員會に對し、その實施を依頼し、又は實施の協力を求める場合に準用する。

第八條　教育委員會は、社會教育に關する事務を行うために必要があるときは、當該地方公共團體の長及び關係行政廳に對し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

（圖書館及び博物館）

第九條　圖書館及び博物館は、社會教育のための機關とする。

2　圖書館及び博物館に關し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章　社會教育關係團體

（社會教育關係團體の定義）

第十條　この法律で社會教育關係團體とは、法人であると否とを問わず、公の支配に屬しない團體で、社會教育に關する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部大臣及び教育委員會との關係）

第十一條　文部大臣及び教育委員會は、社會教育關係團體の求めに應じ、これに對し、專門的技術的指導又は助言を與えることができる。

2　文部大臣及び教育委員會は、社會教育關係團體の求めに應じ、これに對し、社會教育に關する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

（國及び地方公共團體との關係）

第十二條　國及び地方公共團體は、社會教育關係團體に對し、いかなる方法によつても、不當に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

第十三條　國及び地方公共團體は、社會教育關係團體に對し、補助金を與えてはならない。

（報告）

第十四條　文部大臣及び教育委員會は、社會教育關係團體に對し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

第三章　社會教育委員

（社會教育委員の構成）

第十五條　都道府縣及び市町村に社會教育委員會を置くことができる。

2　社會教育委員は、左の各號に掲げる者のうちから、教育委員會が委嘱する。

一、當該都道府縣又は當該市町村の區域内に設置された各學校の長

二、當該都道府縣又は當該市町村の區域内に事務所を有する各社會教育關係團體において選擧その他の方法により推薦された當該團體の代表者

三、學識經驗者

3　前項に規定する委員の委嘱は、同項各號に掲げる者につき教育長が作成して提出する候補者名簿により行うものとする。

4　教育委員會は、前項の規定により提出された候補者名簿が不適當であると認めるときは、教育長に對し、その再提出を命ずることができる。

（社會教育委員と公民館運營審議會委員との關係）

第十六條　公民館を設置する市町村にあつては、社會教育委員は、第二十九條に規定する公民館運營審議會の委員をもつて充てることができる。

（社會教育委員の職務）

第十七條　社會教育委員は、社會教育に關し教育長を經て教育委員會に助言するため、左の職務を行う。

一、社會教育に關する諸計畫を立案すること。

二、定時又は臨時に會議を開き、教育委員會の諸問に應じ、これに對して、意見を述べること。

三、前二號の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2　社會教育委員は、教育委員會の會議に出席して社會教育に關し意見を述べることができる。

（社會教育委員の定數等）

第十八條　社會教育委員の定數、任期その他必要な事項は、條例で定める。

2　都道府縣又は市町村が前項の條例を制定するためには、教育委員會法（昭和二十三年法律第百七十號）第六十一條から第六十三條までの例による。

（社會教育委員の實費辨償）

第十九條　地方公共團體は、社會教育委員に對し、報酬及び給料を支給しない。

2　地方公共團體は、社會教育委員がその職務を行うために要する費用を辨償しなければならない。

3　前項の費用については、教育委員會法第三十一條第三項の規定を準用する。

第四章　公民館

（目的）

第二十條　公民館は、市町村その他一定區域内の住民のために、實際生活に即する教育學術及び文化に關する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の增進、情操の純化を圖り、生活文化の振興、社會福祉の增進に寄與することを目的とする。

（公民館の設置者）

第二十一條　公民館は市町村が設置する。

2　前項の場合を除く外、公民館設置の目的をもつて民法第三十四條の規定により設立する法人（この章中以下「法人」という。）でなければ設置することができない。

（公民館の事業）

第二十二條　公民館は、第二十條の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられるものは、この限りでない。

一、定期講座を開設すること。

二、討論會、講習會、實習會、展示會等を開催すること。

三、圖書、記錄、模型、資料等を備え、その利用を圖ること。

四、體育、レクリエーション等に關する集會を開催すること。

五、各種の團體、機關等の連絡を圖ること。

六、その施設を住民の集會その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運營方針）

第二十三條　公民館は、次の行爲を行つてはならない。

一、もつぱら營利を目的として事業を行い、特定の營利事業に公民館の名稱を利用させその他營利事業を援助すること。

二、特定の政黨の利害に關する事業を行い、又は公私の選擧に關し、特定の候補者を支持すること。

2　市町村の設置する公民館は特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教團を支援してはならない。

（公民館の設置）

2 前項第二號に掲げる委員會の委員は、それぞれの團體又は機關において選擧その他の方法により推薦された者について行うものとする。

（公民館の設置）

第三十條　市町村その他一般社團法人（一般社團法人及び一般財團法人に關する法律（平成十八年法律第四十八號）第二條第三號に規定する一般社團法人をいう。）、一般財團法人（同條第四號に規定する一般財團法人をいう。）、一般の利用に供する公民館を設置することができる。

2 公民館を設置しようとするときは、條例で、市町村の教育委員會の所管とするか、又は特別の地方公共團體の機關を定めて、その管理し、及び運營することとしなければならない。

（公民館の設置）

第三十條　市町村は、社會教育のために、公民館を設置することができる。

2 公民館を設置しようとするときは、條例で、公民館の名稱、位置及び管理に關する事項を定めなければならない。

（公民館の管理）

第二十八條　市町村が公民館を設置したときは、條例で、公民館の設置及び管理に關する事項を定めなければならない。

（公民館の設置）

第二十九條　市町村が公民館を設置しようとするときは、條例で、公民館の名稱、位置及び管理に關する事項を定めなければならない。

2 前項の規定は、公民館の設置者を變更しようとするときに準用する。

（公民館の管理）

第三十條　公民館の管理に關する事項は、この法律に定めるもののほか、市町村の教育委員會が定める。

（公民館の館長、主事その他の職員）

第三十一條　公民館に、館長を置く。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企畫實施その他必要な事務を掌理し、所屬職員を監督する

つき報告を求めることができる。

第三十八條　國庫の補助金を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を國庫に返却しなければならない。

一、公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした處分に違反したとき

二、公民館がその事業の全部若しくは一部を廢止し、又は第二十條に掲げる目的以外の用途に利用されるようになつたとき

三、補助金交付の條件に違反したとき

四、虚僞の方法で補助金の交付を受けたとき

（公民館の指導）

第三十九條　文部大臣及び都道府縣の教育委員會は、公民館の運營その他に關し、その求めに應じて、必要な指導及び助言を與えることができる。

（公民館の事業又は行爲の停止）

第四十條　公民館が第二十三條の規定に違反する行爲を行つたときは、都道府縣の教育委員會は、その事業又は行爲の停止を命ずることができる。

（罰　則）

第四十一條　前條の規定による公民館の事業又は行爲の停止命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは禁こ又は三萬圓以下の罰金に處する。

（公民館類似施設）

第四十二條　公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2　前項の施設の運營その他に關しては、第三十九條の規定を準用する。

第五章　學校施設の利用

（適用範圍）

第四十三條　社會教育のために國立又は公立の學校（この章中以下「學校」という。）の施設の利用に關しては、この章の定めるところによる。

（學校施設の利用）

第四十四條　學校の管理機關は、學校教育上支障がないと認める限り、その管理する學校の施設を社會教育のために利用に供するように努めなければならない。

2　前項において「學校の管理機關」とは、國立學校にあつては文部大臣、公立の大學にあつては設置者である地方公共團體に設置されている教育委員會をいう。

（學校施設利用の許可）

第四十五條　社會教育のために學校の施設を利用しようとする者は、當該學校の管理機關の許可を受けなければならない。

2　前項の規定により、學校の管理機關が學校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、學校の長の意見を聞かなければならない。

第四十六條　國又は地方公共團體が社會教育のために、學校の施設を利用しようとするときは、前條の規定にかかわらず、當該學校の管理機關と協議するものとする。

第四十七條　第四十五條の規定による學校施設の利用が一時的である場合には、學校の管理機關は、同條第一項の許可に關する權限を學校の長に委任することができる。

2　前項の權限の委任その他學校施設の利用に關し必要な事項は、學校の管理機關が定める。

（社會教育の講座）

第四十八條　學校の管理機關は、それぞれの管理に屬する學校に對し、その教員組織及び學校の施設の狀況に應じ、文化講座、專門講座、定期講座、社會學級講座等學校施設の利用による社會教育のための講座の開設を求めることができる。

2　文化講座は、成人の一般的教養に關し、專門講座は、成人の專門的學術知識に關し、それぞれ大學又は高等學校において開設する。

3　定期講座は定期休暇中、成人の一般的教養又は專門的學術知識に關し、それぞれ大學又は高等學校において開設する。

4　社會學級講座は、成人の一般的教養に關し、小學又は中學校において開設する。

第一項に規定する講座を擔當する講師の報酬その他必要な經費は、豫算の範圍内において、國又は地方公共團體が負擔する。

第六章　通信教育

（適用範圍）

第四十九條　學校教育法第四十五條、第七十條及び第七十六條の規定により行うものを除き、通信による教育に關しては、この章の定めるところによる。

（通信教育の定義）

第五十條　この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計畫の下

（通信教育審議会）

第五十三条　文部大臣に通信教育審議会を置く。

2　通信教育審議会は、文部大臣の諮問に応じ、通信教育に関し必要な事項を調査審議する。

3　通信教育審議会は前項の事項について、文部大臣に建議することができる。

4　通信教育審議会の委員は、学識経験のある者のうちから、文部大臣が委嘱する。

5　通信教育審議会の組織その他必要な事項については、政令で定める。

（通信教育の特別取扱）

第五十四条　通信教育に関する郵便料金については、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

（通信教育の認定）

第五十五条　文部大臣は、学校又は公立の図書館が行う通信教育に関しては、この限りでない。

2　前項の手数料の額は、一課程につき、一千円以上三千円以下の範囲において、文部大臣が定める。

（通信教育審議会）

第五十三条　文部大臣に通信教育審議会を置く。

2　通信教育審議会は、文部大臣の諮問に応じ、通信教育に関し必要な事項を調査審議する。

3　通信教育審議会は前項の事項について、文部大臣に建議することができる。

4　通信教育審議会の委員は、学識経験のある者のうちから、文部大臣が委嘱する。

5　通信教育審議会の組織その他必要な事項については、政令で定める。

（通信教育の特別取扱）

第五十四条　通信教育に関する郵便料金については、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

（通信教育の認定）

第五十五条　文部大臣は、学校又は公立の図書館が行う通信教育に関しては、この限りでない。

2　前項の手数料の額は、一課程につき、一千円以上三千円以下の範囲において、文部大臣が定める。

3　文部大臣は、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、通信教育審議会に諮問しなければならない。

（認定手数料）

但、

2　認定を受けようとする者は、文部大臣の定めるところにより、文部大臣に申請しなければならない。

3　文部大臣は、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、通信教育審議会に諮問しなければならない。

（認定手数料）

第五十三条　文部大臣は、認定を申請する者から、認定を受けようとするものについては、市町村長と協議して、手数料を徴収することができる。

但、

（指導、助言）

第五十六条　文部大臣は、通信教育を行う者に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基き、設問解答、添削指導、質疑答等を行う教育をいう。

2　通信教育を行う者は、その計画実現のために必要な指導を受けなければならない。

（報告及び措置）

第五十六条　文部大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

（認定の取消）

第五十七条　文部大臣は、認定を受けた者が、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれに基いてする処分に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

2　前項の認定の取消は、即ち、第五十一条第三項の規定を準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際、現に教育委員会の設置されていない市町村にあつては、教育委員会が設置せられるまでの間、この法律中「市町村の教育委員会」又は「教育委員会」とあるものは、市町村長と読み替え、第七十条第二項の規定は、適用しない。

第五十五条　通信教育の認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の認可の手続に関しては、第五十三条第三項の規定を準用する。

（通信教育の廃止）

第五十七条　通信教育を行う者が、その通信教育を廃止しようとするときは、文部大臣にその旨を届け出なければならない。

（認定の取消）

第五十八条　文部大臣は、第五十五条第一項の認定を受けた通信教育が、左の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　第五十三条第二項の規定に違反したとき。

二　第五十五条第一項の規定により認定を受けたものとみなされた通信教育が、同条第二項の規定により認定を受けたものとみなされないこととなつたとき。

三　第五十六条第一項の規定による命令に違反したとき。

四　第五十七条の規定による届出をしないで通信教育を廃止したとき。

2　前項の規定による処分については、行政不服審査法（昭和二十三年法律第百六十八号）による不服申立をすることができない。

（罰則）

第五十九条　第五十六条第一項の規定による命令に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

第六十条　第五十七条の規定による届出をしないで通信教育を廃止した者は、千円以下の罰金に処する。

第六十一条　第五十八条第一項の規定による処分を受けた者は、その処分を受けた日から一年を経過しなければ、再び認定を受けることができない。

第六十二条　第五十五条第一項の規定により認定を受けたものとみなされた通信教育が、同条第二項の規定により認定を受けたものとみなされないこととなつた日から一年を経過しなければ、再び認定を受けることができない。

三、新社会教育の方向

一　終戦後初の議会で吉田首相が民主政治確立の基礎として、公民教育の必要を強調

終戦後、世の識者、為政者、教育者で公民教育の重要性を叫び、社会教育振興の要務をとなえなかつた人は少ない。終戦後の無秩序、無統制、敗戦の世相を救い、自由主義を力説する者が一層多くなつた。

以来、

教育を勤労し、国民の一人一人の駒中のその生活上の真の欲求として教育の向上を求めるようなことであると思う。そのような国民創造の教育の受胎制の推進、工業学校の職業に関する一般の科学、電気に関する一般の科学、電気に関する一般の科学、電気

はBCGによる豫防効果と、最近はストレプトマイシンなどの驚異的な治療藥の發見で、逐次患者も減少し、結核によつて生命を失う者の率も低下しつゝある。世界的な公衆衞生智識の普及とその豫防措置に對する努力が漸次世界を强烈なバチルス菌から防衞しつゝあり、既にアメリカには蠅、のみ、蚊のいない町が實現し、又流行病なども、コレラ、ペスト、腸チブスなどは殆んど絶滅したかの觀があるということを聞いたが、しかも交通機關の發達は、病人を發病しない内に飛行機で世界の何れの地にでも輸送し、流行病を未然に防ぐ措置を講ずるなど、驚くべき公衆衞生の觀念と處置が徹底して來た。かくて人は從來五十年の壽を保ち得たものとすれば、既に今日は六十年、七十年へと延長し、人の人生における活動の期間は益々擴大延長する傾向にある。ところで從來は人生五十年の内、青少年時代約二十年が教育の期間に充てられたとすれば、いわば二十年の教育を以て爾後三十年の生活を立てるための教養の糧としたわけであるが、今後五十年の壽命が六十年、七十年に延長されたとき、二十年の教育を以て、爾後四十年、五十年の生活を賄うことは不可能となつて來る。どうしても學校卒業後、職業と生活の間に新な教養の糧を補給する必要に迫られる。職業と生活とに既する成人教育の必要が、人々自身の要求として提出される所以である。

三

如何にも現實に卽したアメリカ人らしい考えであつて、わが國に行われる議論の如く人心のたいはいに卽して道德教育の必要を說き、政界刷新の救濟策として公民教育の昂揚を叫ぶ說き方とは趣を異にしている。社會教育は政府の側から押しつけるものではなくて、國民の現實的要請から發して、その充實と振興を望むものである。いつも政府の方から國民を引きずり、國民の側も政府によつて引きずられることを喜んでいる日本と國民が政府を引きずり、政府も國民によつて引きずられることを當然としているアメリカとの相異がこゝにもあらわれているのではなかろうか。社會教育の仕事は當然に國民の方から引きずり廻すべき性質のものであつて、國民にそれだけの力と教養のないところに到底本當の社會教育の振興は期せられるものではない。

國民の側に教養を求め、向上を望む心構えがあつて始めて社會教育が實を結ぶのである。社會教育指導者の仕事は、相手にこの教養を求める氣持、向上を望む心構えを誘發させ、刺戟し、鼓舞することである。社會教育の對象となる成人は、職業を持ち、生活を持ち、雜務を持つている。學生、生徒の如く、教育を受け、學問を習うことを專一としている人々を對象としているのではない。職業の餘暇、生活の間隙を利用して、自ら向上を求める人々に教養の機會を與え、勉學の便宜を與えることに外ならない。職場と生活の環境を教育的に整備し、按配するということが社會教育の第一の使命である。

四

その意味で、社會教育は第一に環境教育である。社會教育活動として人によつて爲されるというような、社會環境自らが人に動きかけて無意識の中に之を感化誘導するというような性質のものである、一堂に人を集めて講演を聞かせるよりも、人の集まる環境を教育的に施設すること、又教育的施設に魅力を持たせて、自ら人の集まるような環境を作ることがまず必要である。映畫や演劇やラヂオや魅力ある娛樂的機關を利用したり、圖書や機械裝置や、さま〴〵の手段を通して社會教育は進められなければならない。口傳や演說一點張りの社會教育でなく、耳を通し、五感を通し、繪畫や音樂やその他の藝術的手段を通して教育環境を作り出すことに社會教育實施上の苦心が拂われて然るべきである。人を集めて聞かせるのでなく、人が自ら近ずいて見、寄り集い聞くようなふん圍氣を作ることによつて自然に社會教育の浸潤が期せられる。圖書館、博物館、體育館、美術館等の文化施設に乏しいわが國に、今後このような社會教育施設の充實が何を措いても急務であり、又兒童の爲の兒童會館、兒童映畫館、兒童遊園地、兒童工場が計畫されて然るべきであり、良書の出版、優秀フイルムの提供、映寫機、幻燈機、紙芝居等の大量製作頒布が徹底すれば社會教育は自ら徹底し、一般的教養水準が自ら向上するものと思われる。第二に社會教育は相互教育である。社會教育においては學校教育における如く、教師と生徒とのはつきりした差別はなく、教育者と被教育者の差別を超越し、相互に教え合い導き會うところにその性質が認められる。社會教育の專門技師やエキスパートがあるべきではなく、學者、技術家、思想家、達業人、實際家、經驗家など、あらゆる階層の人々が、互に師となり弟子となつて色々な面からその智識と經驗と技術とを盡して教育し會うところに眞の社會的教育が爲されるのである。相互に研究し、體得したところを發表し合い、批判し合い、或は討論し、或は懇談し、或は質疑し會う間に、相互の智識を豊かにし、思索を深くしてゆく。社會教育が、講義や演述の形でなく、討論の形で行われることとなるのは當然であつて、如何なる社會教育も國家的權力や形引的な權威と結合して爲されることは許されない。社會教育を權威ずけるものは、あくまで各個人の信念であり、社會普遍の條理である。各人が各人

の立場において、條理に立ち、眞理と信じて述べるところを、相互に批判し合い討論し合う間に、誤を反省し、信條を強め、究極において多數の意見によつて到着して結論を尊重することゝなる。このような討論の方法で達せられた教育の成果は、單なる講義や演述による教育効果よりも一層強くかつ深いものがある。上からの強制的な押しつけや獨斷的な指導は相手に對してむしろ反抗的態度を誘發するか、そうでなければ「さわらぬ神にたゝりなし」式な萎縮的無關心を呼び起すに過ぎない。もつとも討論の形式による社會教育が、徒らな衆愚の低俗論に墮し、相互の見識を低下させるようであつては無意味である。各人平等の立場で參加する討論の間に眞理と明智に富んだ指導者が列伍の中から發見されて、低俗論を克服し、高まいな世論に導かれてゆくことが必要である。

五

社會教育は本質的には自己教育である。職業上の必要と生活上の要請から、人々が自ら高め自ら求めんとするものを自らの實踐と努力によつて自らを教育するのであつて、讀書や體驗を通じて爲される社會人の努力である。指導者の任務は人々に自己教育の實力を養成し援助してめくことであり、讀み力を與え、觀察の力を與え、研究の能力を與えるように側面から援助することである。教育的環境をあたえ、討論の機會を與え、讀書に對する魅力を與え、娯樂、社交の文化的なふん圍氣の間に自らを高める力を涵養してゆかなければならない。市町村の文化センターとしての公民館もこのような教育的環境を整備してゆくところにこそ目に見えぬ社會教育の機會が自然と開けて、民主的社會への道が通じる最も手近なよすがとなるであろう。

四、社會教育の振興について

社會教育の振興方策については、教育刷新委員會第七部會其他で審議討論が行われ、結局强力な社會教育法の制定を要望していたが、昭和二十四年五月二十二日ついに社會教育法の成立をみたのであるが、然し社會教育を實踐していく上にはまだ幾多の困難が横たわつている。次に社會教育振興についての代表的意見を揭げ、一は社會教育法成立までの經過の參考とし、一は社會教育振興上の未解決の問題とを提示するものである。

A、社會教育振興方策について

——教育刷新委員會第七部會成案

刷新委員會第六十四總會採擇（昭二三、四、九）——

一、國は、教育費の優先支出について考慮し、地方公共團體は、學校教育費とともに社會教育費を飛躍的に增額する。

二、社會教育關係の立法を急速に實現するとともに、これを裏づける豫算的措置を講じ、國費、地方費の繼續支出により、社會教育の物的並びに人的條件を整備する。

三、公民館

イ、公民館は、市町村の區域を單位として、これを設置し、市町村全住民のための公民教育及び產業指導を行い、かねて健全なる社交娯樂等の發達をうながし、もつて社會生活の向上と產業の振興を圖ることを目的とすること。

但し、都市においては、設立區域を限定しない。

ロ、公民館の運營は、市町村公民館委員會をして、これに當らせること。

ハ、公民館職員に一定の身分を與えること。

ニ、公民館は、當該市町村内の社會教育關係團體の事業の連絡調整に當り、それぞれの機能を十分發揮せしめるようにすること。

ホ、公民館は、通信教育課程の面接教育の場としての役割をも果すこと。

ヘ、公民館における圖書施設及びその他文化施設と圖書館、博物館等との有機的連絡を圖ること。

四、學　校

イ、學校は、事情の許す限り、自發的にその施設を活用し、教職員の協力を得て、當該地區内の住民に對し、教育上の成果を及ぼし、その文化と教養の向上につとめること。

ロ、學校は、事業の許す限り、社會教育のためにその施設を開放すること。

ハ、大學及び高等學校は、公衆のための社會教育の講座を開放すること。

五、社會教育團體

イ、國及び地方公共團體は、社會教育の事業を行うことを主たる目的とし、民主的に構成された營利團體でない團體を社會教育團體として認めること。

ロ、社會教育團體は、財團又は社團法人とすること。

ハ、國及び地方公共團體は、社會教育團體の活動を助成獎勵すること。

ニ、社會教育團體の財產又は寄附金等に對しては、課稅を免ずることが望ましい。

一、社會教育關係計畫

(一) 昭和二十四年度基本方針

(二) 社會教育の普及と向上とを期するため、國民と共に國家再建に培うべき科學及び藝術教育の振興を目指し、成人、婦人、青少年不良化防止に努める他、圖書館、公民館、體育、民主主義を涵養するとともに、青少年の指導者の養成をはかり、その自主的活動を促進して、生活改善、青少年不良化防止、研究、討論の講座、研究、討論の講座その他の講座の開設、學校開放講座その他の講座の施設の整備に努力を行い、學校教育と相俟つて一般國民の教養向上に資し、所期の目的達成に邁進すること。

(三) 事業計畫の概要

1 成人教育

(1) 社會教育研究大會 六月、中央、都部各一回、三日づつ、對象指導者

(2) 社會教育研究會 (各地區別、地域別、問題別、對象指導者) 年間三〇回、

(4) 社會教育大會 (各地區別、地域別、對象指導者) 年間一〇回、

(5) 社會教育講座 (各地區別、地域別、對象指導者) 年間一〇回、

(6) 國民科學講座 (各地區別、地域別、對象一般) 年間一〇回、

(7) 時局講座 (各地區別、地域別、對象一般) 年間一〇回、

(8) 勞働文化講座 (各地區別、地域別、對象一般勞働者) 年間四回、

(9) 公民館運營協議會 (各地區別、隨時、中央公民館、對象公民館關係者) 年間一回、

(10) 社會教育調査及資料頒行 (調査二回、資料頒行二回)

2 婦人教育

(1) 婦人教育指導者講習會 (各地區別、地域別、對象婦人團體指導者) 年間一〇回、

(2) 婦人教育研究會 (各地區別、地域別、對象婦人團體指導者) 年間一〇回、

(3) 婦人教育懇話會 (各地區別、地域別、對象婦人團體指導者) 年間一〇回、

(4) 婦人教育講座 (各地區別、地域別、對象婦人團體指導者) 年間一〇回、

(5) 婦人教育指導者協議會 (各地區別、地域別、對象婦人團體指導者) 年間一回、

(6) 婦人教育指導者講習會 (各地區別、地域別、對象婦人團體指導者) 年間一回、

(7) 婦人教育指導者研究會 (各地區別、地域別、對象婦人團體指導者) 年間一回、

(8) 婦人教育指導者協議會 (各地區別、地域別、對象婦人團體指導者) 年間一回、

(9) 婦人教育指導者講習會 (各地區別、地域別、對象婦人團體指導者) 年間一回、

(10) 婦人教育指導者研究會 (各地區別、地域別、對象婦人團體指導者) 年間一回、

3 青少年教育

(1) 少年少女指導者研究會 年間二回、對象こども會指導者

(2) こども討論會 年間二〇回、對象小學生

(3) こども話の集會 (七月八月) 對象一般少年少女

(4) 盆踊こども會 (七月八月) 對象小學生

(5) 青少年不良化防止協議會 年間二回、對象市町村關係者

(6) 青少年指導者講習會 年間二回、對象指導者

(7) 青少年協議會 (各地區別、地域別) 年間三回、對象一般青少年團體員

(8) 青少年指導者講習會 年間三回、一回五日宿泊講習、對象指導者

4 社會體育

(1) 社會體育施設指導運動その他 (對象一般)

(2) 都民體育大會 (憲法施行記念週間) 年一回、對象一般

(3) 第四回國民體育大會東京都選手 (八月下旬)

(4) 第五回國民體育大會東京都代表選手 (八月二十日)

一四

保護及び文化国家にふさわしい高度の藝術文化の育成をはかる。

（二）事業計畫の概要

1 史蹟名勝、天然記念物調査

2 古典保存

3 藝術文化の振興

（1）子供劇場

（2）演劇研究室、

（3）新劇コンクール

（4）美術館維持經營

（5）美術展覽會、

（6）美術研究室

（三）文化關係計畫

1 史蹟名勝、天然記念物調査

2 古典保存

3 藝術文化の振興

（1）子供劇場

（2）演劇研究室、

（3）新劇コンクール

（4）美術館維持經營

（5）美術展覽會、

（6）美術研究室

4 都民文化祭文化の日記念行事

（1）都民美術展覽會

（2）都民演劇コンクール

（3）都民音樂コンクール

5 圖書館

（1）リーデインゲルム設置（現在二四ケ所、本年度豫定四〇ケ所）

（2）日比谷圖書館復舊

（3）夜間閱覽施設

（4）特別圖書整理

（5）圖書充實

6 其の他

（1）都民レクリエーションガーデン開設（夏期、對象一般勞者）

（一）方針

現代日本が傳承して藝術の眞姿を紹介し、現在の角度に立つ典

（二）事業計畫の概要

1 史蹟名勝、天然記念物調査

2 古典保存

3 藝術文化の振興

（1）子供劇場

（2）演劇研究室、

（3）新劇コンクール

（4）美術館維持經營

（5）美術展覽會、

（6）美術研究室

4 都民文化祭文化の日記念行事

（1）都民美術展覽會

（2）都民演劇コンクール

（3）都民音樂コンクール

5 圖書館

（1）リーデインゲルム設置（現在二四ケ所、本年度豫定四〇ケ所）

（2）日比谷圖書館復舊

（3）夜間閱覽施設

（4）特別圖書整理

（5）圖書充實

6 其の他

（1）都民レクリエーションガーデン開設（夏期、對象一般勞者）

（2）都民演劇コンクール

（3）都民音樂コンクール

（一）方針

現代日本が傳承して藝術の眞姿を紹介し、現在の角度に立つ典

（二）事業計畫の概要

保護及び文化國家にふさわしい高度の藝術文化の育成をはかる。

（三）文化關係計畫

B、東京都の社會教育施設

一、圖書館

館名	所在地	藏書冊數 昭和二十四年度	閲覽人員 昭和二十三年度	區內人口	一購入、受贈圖書冊數
日比谷圖書館	千代田區 日比谷公園內	一一、〇二九冊 整理中 約三〇〇、〇〇〇冊	團體貸出 五、八二〇〇		一、六一三
駿河臺圖書館	千代田區 神田駿河臺	六九、〇四六	一四九、六二四	九八、七一五	七〇五
京橋圖書館	中央區 築地一ノ二八	三四、一八四	九一、八九五	一五〇、四三六	二五二
深川圖書館	江東區 清澄庭園內	三一、八五九	一九、五四八	一一八、一〇五	八〇
品川圖書館	品川區 南品川一丁目	一〇、五一三	二三、七六一	二四〇、一八二	二七八
荏川圖書館	荏川區 三河島八丁目	五、四五二	一七、九五五	一六二、七三四	三八
麻布圖書館	港區 麻布宮村町六七	九、〇二一	一八、五八六	一八三、一八八	六八
本鄉圖書館	文京區 駒込東片町一七	九、一四二	一四、八六八	一五八、六四九	二一七
澁谷圖書館	澁谷區 常盤町九八	五、一六〇	一六、六四八	一四六、七九三	三六
世田谷圖書館	世田谷區 芳林町六三三	三、二八七	一六、九九六	三七三、一六五	六〇
王子圖書館	北區 赤羽町一ノ二一〇	五、五六六	一二、八五〇	二二〇、八〇二	二八三
杉並圖書館	杉並區 阿佐谷一	七、〇三六	三九、三四〇	二九八、〇五二	〇
板橋圖書館	板橋八丁目 二中內	三、三七三	一三、二二六	一八九、四九一	二〇
江戸川圖書館	江戸川區 小岩二丁目	五、二一七	二四、八三五	一八九、四六四	二三〇
立川圖書館	立川市 柴崎町一丁目	四、一三六	二七、三二一	四五、三〇二	六〇
青梅圖書館	西多摩郡 青梅町二三二	六、一七〇	二七、六五五	一五、一八七	一三六
計一六館		二二〇、一九一	五一五、一〇八	二、五九〇、二六五	四、〇七五

都內各私立圖書館（圖書館令に依る圖書館）

區立圖書館 四館 目黑・文京・中野・葛飾
市立〃 二館 八王子・武藏野
町立〃 一館 東村山

各私立圖書館 十九館 計 二六館

二、公民館

東京都公民館の現況　(24, 3. 15)

館名	由木村公民館	立川市公民館	小平公民館	保谷町公民館	府中町會議所	市谷社會館	三谷公民館	中根公民館	中三公民館
施設 設置	昭和二二、六、一	昭和二三、六、一五	昭和二一、四、一	昭和二二、一〇、一	昭和二二、九、一三	昭和二二、五、一	昭和二三、九、二〇	昭和二二、七、一	昭和二二、六、一
施設 地域	農村	都市	農村	半農	半農	都市	都市	都市	都市
施設 運營委員會	委員五（村長推せん）館長は委員互選	館長は教育課長兼任委員無	委員七館長、委員は町長委嘱	委員六町民推薦	無	委員六館長は區長委嘱	委員一五館長は委員選擧	委員一〇（住民選出）館長は互選	委員八（選擧）
施設 館舍	獨立八〇坪	獨立一七九坪	中學併設一七二坪	中學併設一五〇坪	獨立四二坪	文化會館併設三〇坪	獨立一四坪	獨立三一坪	獨立二一坪
施設 其他	映寫機、ラヂオ蓄音機、圖書		幻燈機、ラヂオ、脫穀機、製めん機、圖書	脫穀機、製粉機、製めん機、圖書	圖書		圖書	圖書	
事業	農業講習、討論會、映畫鑑賞	農產加工實習農具修理品評會、音樂會成人講座		成人講座社會問題討論會映畫幻燈會	產業振興事業	洋裁授產	洋裁講習、音樂講習、定期講演會、結婚式擧行	映畫會、兒童會	住民の文化機關集會
經費 設置費	二〇〇、〇〇〇圓寄附金	八五〇、〇〇〇圓寄附金		五、〇〇〇圓町費				四二、五〇〇圓（寄附其他）	
經費 二三年度經費		二四〇、〇〇〇圓（市費）	二二、〇〇〇圓（收入）	一〇、〇〇〇圓（町費）			五五、〇〇〇圓（寄附金）	三〇、〇〇〇圓（寄附其他）	一二、〇〇〇圓（寄附其他）

其他――多西村、吉野村等に於て目下建設中のもの四館

三、博物館、美術館

館名	所在地	内容	管理
交通博物館	千代田區神田須田町一ノ二五	交通技術、業務知識の普及	運輸省
産業安全參考館	港區芝田町二ノ一三	産業職場の安全化災害物件の展示	勞働省
電氣博物館	千代田區有樂町二ノ五	電氣器具の展示、普及	東京都
民族博物館	北多摩郡保谷町下保谷一三三	民族の生活様式の資料展示	日本民族學協會
遞信博物館	千代田區富士見町二ノ三	遞信事業參考品展示保存	郵政省
赤十字博物館	港區芝公園五號	保健衞生の普及	赤十字社
井の頭文化園	武藏野市吉祥寺	自然科學の展示	東京都
財團法人根津美術館	港區赤坂青山南町六ノ二五	美術の振興文化の向上	法人立
特許局陳列館	千代田區三年町一	發明、實用新案の展示	特許局
平山博物館	北多摩郡三鷹町井之頭四六三	昆虫に關する蒐集展示	私立
早大演劇博物館	新宿區戸塚町早大内	坪内博士記念演劇資料の展示	早大
蟬類博物館	練馬區上石神井二ノ一八〇〇	自然科學教育	私立
日本民藝館	目黒區駒澤町八六一	民藝品の蒐集調査展示	私立
財團法人書道博物館	豪東區上根岸町一二五	東洋文學に關する參考品展示	法人立
東京都美術館	豪東區上野公園内	美術品の展示	東京都

四、其他の施設については昭和二十四年度の社會教育事業計畫參照

C、全國公民館設置狀況調査一覽表（昭和二三、九、三〇現在）

都道府縣名	本館數	分館數	計	都道府縣名	本館數	分館數	計
北海道	四一	四五	八六	滋賀	一〇		一〇
青森	六〇		六〇	京都	九八	一三	一一一
秋田	五〇		五〇	大阪	八三	一〇	九三
岩手	四六		四六	兵庫	七五		七五
山形	四三		四三	奈良	八〇		八〇
福島	二〇二	二六	二二八	和歌山	一〇一		一〇一
宮城	一四三		一四三	鳥取	七八		七八
茨城	二〇八		二〇八	島根	三八		三八
栃木	四二		四二	岡山	一一三		一一三
群馬	五七		五七	廣島	八七		八七
埼玉	一一二		一一二	山口	三七		三七
千葉	四一		四一	香川	二七		二七
東京	八		八	愛媛	七二		七二
神奈川	二〇	三〇	五〇	高知	三二		三二
新潟	七七		七七	德島	五四		五四
富山	九三		九三	福岡	二五九		二五九
石川	一〇三		一〇三	長崎	七一		七一
福井	一一五		一一五	佐賀	九二		九二
山梨	一二		一二	熊本	一三二		一三二
長野	二五九		二五九	大分	四八		四八
岐阜	一三五		一三五	宮崎	二七四		二七四
靜岡	一三七	一八三	三二〇	鹿兒島	二二		二二
愛知	二五三	一七	二七〇				
三重	六四		六四	計	四二〇二	三二四	四五二六

昭和二十四年現在……全國設置數　約、五、〇〇〇、全國市町村の約五〇パーセント

七、婦人團體と青少年團體

一、青少年團體の當面している問題

一、青年團の結成の動機は、民主的、平和的新日本建設には青年が中心になつて働かなければならないという自覺に基づくもの、團員相互の親和を圖り、青年團らの修養、向上を企圖するものが大多數である。終戰後僅かな日時の間に結成せられたものが多いため、入團を强制せられたり、事業や經費の上において無理があるかに見える團體がないであろうかについて、批判すべき點があるように思われる。團の結成や活動はあくまでも自主的でなければならないし、また府縣廳は青年團を結成するように努めるべきではなく、縣下の青年團の要望に應じて助言を與えるべきである。いかなる場合にもある特定の者の政治的または經濟的利益などのために利用されてはならないしそれは團員全部によつて選擧された代表者によつて運營せられるべきで少數の幹部の團體であるような運營となつてはならない。

二、このごろ地域青年團が行きずまりつゝあるとの聲をよく耳にする。その理由の一は幹部となるものが時間を浪費し、有識の人が戰場と幹部の仕事を兩立させることが困難なためである。その二は團員に熱がなくて、集會をやつても集りが惡く、事業をやつても支障が多いというのである。その三は經費に惱んでいることである。しかしこれは團體の目的や活動內容を明確にし團員の全部が團體の活動に積極的に參加できるように運營して、團員全部に意見を發表する機會を與え興味ある事業を行つてできるだけ多くの人々が役割を勤めるようにすることによつてこれを解決することができると思う。團員全部が團體のことについて責任をもつようにし、團の關係するあらゆる問題について發言權をもつようにすること、役員は全體の奉仕者として活動をし、團員に對し責任を持つように心懸くべきである。

三、團員數は一〇〇名以上三〇〇名未滿のものが最も多い。青少年團員は成るべく興味を同じくするものが、地域上餘り遠くなく、年齡、學歷等の差が少い人々の間に少人數のグループが作られることが望ましい。青少年團員の活動を活發にするには、なるべく少人數で結成するように指導し、幹部の人々を訓練することが望ましい。

團員の年齡をどうしたらよいかは、各地の會議でよく問題となるが、年齡の差が餘りに甚だしい人々が一つになつて仕事をして行くことは、思想上、體力上その他困難な事情があると思う。年齡の差が少いようにグループを作ることが望ましい。團員の年齡は團員自身の意思により決定し、團則に規定すべき性質のものである。餘りに年をとつた人は、團員を去り、團員の多數の要望があれば顧問、相談役などの立場で、指導し、援助するようなことが望ましい。殊に年齡のいつた人が役員となり、自己の政治上の目的を達成する便宜に供しようとするようなことは極力排すべきことである。

四、幹部訓練の徹底が痛感されるが、幹部の選任はあくまでも民主的にし、また、單位團においては、選ばれた幹部のために育成の施設を講じ、幹部が常に自らの修養にはげむことができるこうにするばかりでなく、計畫的に團體運營の技術をも研究せしめる用意がなければならぬ。そして幹部は全青年のための奉仕者として正しく自己の任務を行うようにせねばならぬ。

選擧のやり方、會議の選び方など未だ訓練の不十分なため、非常に拙劣である。議長の發言中に團員が發言したり、他人の發言を尊重して傾聽するというような態度がなかつたりする例が非常に多い。これは民主的でないことである。今後この方面の訓練が特に必要であると思う。

五、青年團の活動上特に必要なのはプログラムである。各地においては、その土地、職業等の事情をよく考慮して、自主的に有意義なプログラムがつくられることが望ましい。それは常に青少年の心身の發達に基いて編成されることが必要である。年齡や必理や趣味を無視した大きな組織で畫一的なプログラムを實施することは一部の者を喜ばし、その要求にはそうが、その他の者の趣向や欲求を犧生にするか、またはこれを無視する結果となる。これはその集團に參加する全體の者の幸福を伸張するものではないから、いきおい形式的なものとなり、一部の者は脫落してしまうの外はない。社會生活におけるデモクラチックな態度や性格は、自發的な團體やグループ生活の中で始めて養われる。

六、現在市町村等に行われつゝある青年運動は、各團體相互にいまだ分派的傾向がつよいように思われるがこれはむしろ青年運動にとつてはよい效果をもたらすものであると思われる。各團體は市町村毎に自發的に集まつて相互の問題を研究協議するために青年團體協議會等の如きものを設けて、この調整を計ることが望ましい。

七、青少年團體の實態調査により痛感せられることは、優良文化材の不足、青少年の不良化激增の問題である。優良文化材の提供は現下の急務と思われる公民館の建設、兒

ついて所んと雖言することができない状況であり、又他から利用されている婦人團體も少くない。成る場合には無理に成る團體に加入させられていると感じられている向きもある。

結局これ等の問題は、眞に民主的團體の性質を理解していない事や、團體を運營するに適當な人が會員に任えられていないと云うことにも原因するのである。

上に、別に根本的な變革は必要でないと諦めている婦人が會員の中に生活と樂しみを見出そうという會員を充たしている事から生じてくるのである。

又この問題は民主的な家庭生活と樂しい生活の中に生かされなければ、その權利を如何に使用するかを知らないという事にも關係している。

こゝを考えず、紙上で婦人は權利と平等とを獲得したけれども、實際生活の中に生かされなければ、その權利を如何に使用するかを知らないという事實に基づいている。時には民主主義を欲しない指導者が團體を利用しようという目的で婦人を團體に加入させる事もある。

一方指導者が會員の自由意志に依つて選出され、事務計畫が會員全體に依つて決定されるよりも會員の自由意志に依つて行くようにしたいけれども、昔ながらの封建的な型に働いている方が多いであろうと思われる事もある。

又この問題は民主家庭生活と樂しい生活とに結びつき生活の中に生かされなければならないという點に關係している。

こゝを考え、紙上で婦人は權利と平等とを獲得したけれども、實際生活の中に生かされなければ、その權利を如何に使用するかを知らないという事實に基づいている。時には民主主義を欲しない指導者が團體を利用しようという方が多いであろうと思われる事もある。

一方指導者が會員の自由意志に依つて選出され、事務計畫が會員全體に依つて決

21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

二、婦人團體

憲法によつて日本婦人の地位には變化がもたらされた。彼等は彼等の團體を古い封建的、戰時的な型からもつと民主的なものにすることができるようになつた。彼等は法律的地位は男子と同じ地位に引き上げられ、教育、職業その他の選擧權を與えられた。

選擧權において男子と同等の權利を得るようになつた。婦人は新しく財產所有權を獲得し、自主的に新日本の建設に積極的に參與し、民主的新日本の問題を解決し、民主的に彼等自身の問題を解決するようになつた。

婦人は彼等の責任を痛感するようになつた結果として彼等の數多くの團體を再組織し又新しい團體を設立するようになつた。過去二ヶ年半において數多くの婦人團體が、新しい民主的意圖をもつて設立され、又再組織されて來た。これらの團體には地域的のもの、職業的のものがあり、又勞働組合、農業に關するものもあり、この外種々多くの型の團體もある。勿論これ等の團體はいろいろと違つた違を持つているが、多くの場合時とも缺つていたけで、民主主義を樂しんでいるとは云えない。指導者も從來通りで、民主主義を樂しんでいるとゆう點が多くの町村において婦人團體、會員は會の運營及び事業に關することを考えず、職業に專念し得るよう「父母と先生の會」「兒童愛護班」その他各種の團體の世話をしたり、又指導者が團體を利用しようとする方が多いであろうと思われる事もある。

一方指導者が會員の自由意志に依つて選出され、事務計畫が會員全體に依つて決

三、東京都にあげる婦人團體と青年團體表（二、に）

	區名	青年團體	婦人團體
1	千代田	四三	八
2	中央	四二	七
3	港	四五	一四
4	新宿	五七	一二
5	文京	三二	六
6	台東	三五	一二
7	墨田	三九	一〇
8	江東	三三	九
9	品川	三五	一七
10	目黒	三二	七
11	大田	四三	一五
12	世田谷	五二	一七
13	渋谷	四一	一二
14	中野	三九	一〇
15	杉並	三三	八
16	豊島	三六	一二
17	北	三二	七
18	荒川	三五	一〇
19	板橋	三二	七
20	練馬	三六	一二
21	足立	三五	一二

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22

區名	婦人團體	青年團體
葛飾	九	四四
江戸川	一二	六三
西多摩	一六	二四
南多摩	三	一八
北多摩	二	二一
大島	不明	一〇
三宅島	〃	八
八丈島	〃	六
八王子	〃	二七
立川	〃	一二
武蔵野	〃	八
合計	二三八	八七四

八、青少年不良化防止保護善導對策案

一、社會環境庸正……根本對策その一
1、不良化原因探究研究會
2、原因とその對策案周知
3、一般民に對する防犯指導
a、戸　締
b、內暗外明
c、防犯裝置
d、すり詐欺豫防對策
e、女　性
4、劇場遊戲場等の協力要請
5、飲食店古物商質屋等の協力
二、文化的教養の涵養…根本對策その二
1、趣味の向上
a、園藝、農業實科、家畜
b、讀書方向
e、藝術音樂レコード
d、映畫推せん
2、輪讀會指導
3、展覽會等
4、發會表
5、民主的躾
6、成年式擧行
a、滿十七歲
b、翌年まわし制（性病等）
c、結婚資格の要件
d、式　案
成年式週間
五月四日　身體檢診
五月五日　（當日）文化的教養の日
五月六日　學力檢定の日
五月七日　體力檢定の日
五月八日　公民訓練の日
五月九日　正しき性教育の日
五月十日　褒賞の日
7、服裝考案勸奬
8、正しき性教育の徹底
三、體育振興
1、檢定標準發表
2、檢定大會
3、球　技
4、角　力
5、簡易登山
6、體力手帳交付

四、レクリエーション運動
1、青少年主催の大運動會
2、各種娯樂大會
3、娯樂設備
4、年中行事の新時代的あり方
五、職業指導
六、勤勞愛好心養成
七、自治的訓練組織編成
1、ボーイスカウト・ガールスカウト結成
2、自治裁判
3、學校連合自治組織
4、自警精神鼓吹
5、生活設計案各職種毎に募集
6、文化部等自治的運營
7、防犯座談會
八、選奬制擴充
九、言論報道機關の協力
1、青少年に對する紙面開放
2、良心的報道
3、研究記錄
十、不良化防止强調旬間設定
1、年一回
第一日　實態調査の日
第二日　體育振興の日
第三日　職業斡旋調整指導
第四日　自治訓練
第五日　優良青少年選奬の日
第六日　文化的教養涵養の日
第七日　ビツグブラザー運動
第八日　勤勞愛好心振起の日
第九日　ボーイスカウト結成の日
第十日　レクリエーション大會の日
2、每月五日青少年デー
十一、青少年實態調査
1、生活環境等
2、指紋等
十二、訓育委員會
1、教護委員會（學校）
2、不良化防止對策委員會（市町村）
3、司法保護委員會（市町村）
十三、青少年相談所の家庭進出
十四、ビツグブラザービツグシスター運動
1、精密な交友調査から
2、友情組織
3、ビツグブラザーの衿持
4、同境遇結合
十五、積極的取締强化
1、早期發見
2、未成年者禁酒禁煙
3、射倖的遊戲取締
4、青少年係强化
5、不良虞犯リスト
6、背後力檢擧取締
7、定期的取締計畫
8、位置的取締計畫
十六、特別教育機關助成新設
1、精神的病的犯罪者のために
2、刑餘青少年のため

九、視覺教育について

（一）視覺教育について

視覺教育は極めて效果的であるから、社會教育の手段としてあらゆる機會に利用せられることが望ましい。

しかし社會教育に映畫、幻燈、寫眞、紙芝居、圖表、統計圖等を利用する場合には教育の目的、對象によつて最も有效な視覺教具を選ぶことが肝要である。

映畫のよい場合もあるし、幻燈の方がよい場合もある。又其他の視覺教具の方が有效な場合もあることを充分認識したければならない。映畫だけがすべての場合最も優秀な效果をあげるように誤解されがちであるから注意しなければならない。

又これ等の視覺教具を利用する場合にもただ見せるだけにしないで次のような方法をとるべきである。

一、映畫を見せる場合の一例

二、見せようとする映畫について簡單な紹介をする。

三、映畫の與えようとする目的を述べて置くこと。

四、研究題目を與えること。

五、映畫を見せること（映寫）。

六、その會合の目的とする處に從つて直ちに討論に移ること。

その映畫またわこれと關連した問題を研究することについての計畫をたてること。

（二）東京都視覺教具配置表

配置先	ナトコ映寫機	映寫幕	ベセラー幻燈機
港區芝區	一	一	一
新宿區中野區	一	一	一
文京區豐島區	一	一	一
臺東區荒川區	一	一	一
江東區墨田區	一	一	一
品川區目黒區	一	一	一
大田區	一	一	一
世田谷區	一	一	一
杉並區	一	一	一
北區	二	二	一
板橋區	一	一	一
練馬區	一	一	一
足立區	一	一	一
葛飾區	一	一	一
江戸川區	二	二	一
西多摩郡	二	二	一
北多摩郡	二	二	一
北多摩郡	一	一	一
大島	一	一	一
三宅島	一	一	一
八丈島	一	一	一
警視廳、國家警察本部	一	一	一
東京拘置所	一	一	一
立川市民館	一	一	一
豫備	四	三	一
計	四四	四三	二五

映畫については聯合軍總司令部の好意で米陸軍所有のナトコ十六粍發聲機を都民の民主化と國際事情の啓蒙のために四十四臺貸與せられたので、都ではこれを前表のやうに各郡各島嶼及各區に配置し、都民の利用に供することになつている。その利用の方法は左の通りであるが利用希望者の申込によつて巡回映寫實施計畫（この計畫を作るため利用者は前月の二十五日迄に申込まれることが望ましい）が作られ實施せられることとな

は日比谷図書館内の東京都フイルムライブラリーに申込まれたい。

命これに使用ろフイルムはCIEから無償貸出されている。

トーキ映写機と同様に運営部から貸与されたい。

各島及各区に配置されているから利用ろ様希望ろ。

都にもこれに併用ろ社会教育用フイルムが備されている。CIEフイルムは日比谷図書館内の東京都フイルムライブラリーに申込めばよい。都の社会教育課で貸出でろ。

谷図書館内の東京都フイルムライブラリーに使用を申込めばよい。

ルムは一巻二〇〇圓費し東京都教育庁社会教育部視聴覚教育課で貸出でろ。

社会教育用フイルムリスト

数 1 2 2 1 1 1

C.I.E. No.

C.I.E 教育映畫フイルムリスト

（五月現在）

1, ア少衛新麗明立世秩世子總百ご愛機富日森牛
2, 電ア勉選よト
3, 力メ學事りス
4, とリの當よカ
5, 農カ目日きニ
6, 國西由　明　1
北　部

目ニムリスト

言　り

に　測

所

く

巻

1 2 2 2

104、世界主要ニュース
102、きれいな道を前進
101、イギリスの守り垣
98、森の英雄
96、會議のもち方
95、結核は直る
90、英國の話題
89、鐵道博覽會
88、イギリス點描
87、フオスター名曲集
86、結核の自宅療法
85、婦人は語る
83、アメリカの女子大學
79、優しきネリー
74、自由列車
73、大學繁昌記
72、サンフランシスコ
69、新教育
62、人民の憲章
58、百萬人の仕事
57、歷史のにじまり
56、機關車修繕
55、イギリスの建築家
51、ロスアンゼルス市
50、ニューヨーク港
48、メキシコ
47、青白き騎士
46、合衆國新南部
105、世界ニュース斷走
109、科學する女性
あかつきの燈
この椅子に座るものは誰だ
警笛

十、レクリエーションの意義

レクリエーションとは、本來休養、あるいは氣晴しの意味であつて、娯樂という廣い概念はそこから派生してきたものであります。

そこで今日ではレクリエーションというものの中には、常に多くのものが含まれます。

一、活ばつなゲーム及びスポーツ
二、社交的な集い
　宴會、パーテイ、カルタ會等
三、音　樂
　歌及び樂器を以てする演奏（自分で歌つたり演奏したりすると同時に、他人の歌を聽くのを含む）
四、美術工藝
五、演劇活動
　アマチュア的なものから正式のものに到る迄
六、種々のダンス
七、自然及戸外活動
　キヤムプ、遠足、庭いじり、自然研究等
八、智的活動討論クラブ、創作、讀書等
九、蒐集その他の趣味
十、奉仕活動
　クラブ、教會、學校その他への

このようにレクリエーションは人間生活のほとんど全般にわたつています。又自身の仕事に樂しみを見出す仕事自體がレクリエーションになつている譯です。然し一般にレ

クリエーションは本來の仕事の餘暇に行われる事が多いでしょう。何故ならば人間といううものは、ある一定の肉體的精神的勞働を繼續して行うと必ず疲勞且けん怠を感じます。そこで各人の好みに合う何かのレクリエーションを行つて、元氣を回復して再びその任務を遂行する。これは各個人に就いて言つた事ですが、團體が何等かの目的で集會を催した場合でも、それがレクリエーションの爲に集つたのでない限り、プログラムに適當なレクリエーションを入れないと圓滑に會は進行しないものであります。その點に於てレクリエーションはこのように創造的であり、健康的なものであります。正しくレクリエーションを行う事によつて我々は肉體的及び精神的健康、市民精神、安全、敎養そして隣人愛を副産物として得る事が出來ます。よきレクリエーションを持つ人が立派な人格の人である同樣に、よきレクリエーションを持つ國民は又正義と公平と信義を愛する健康なそして明るい國民であります。

十一、議事の手續

委員會や協議會その他の會議で一定の案を審議したり、決議したりする場合の議事の方法について、私たちは充分の理解をもち獨斷でものを決めてあとから苦情が出たりすることのないようにしなければなりません。そこで議事手續について大略說明しておきます。

一、すでに前回の會議において選擧によつて議長等が決定しているものと假定しておきます。永續的な機關や團體の定期的な會合においては一般的順序として、議長がまず會議の成立を宣したのち、書記は前回の會議の議事錄を朗讀し、協議員は質問や訂正があれば議長の許可を得て發言し、疑問や訂正がなければこの議事錄を承認します。そのち各種報告に入り、會計や委員會等からの報告を求め、その內容につき疑義の有無をたして、無ければこれを承認します。前回の未決事項があれば次にこれを審議して、のちに述べると同樣の方法で處理します。

以上のような常務的豫備審議事項がない場合、またはこれを終つたのちに議長は新しい議題を要求します。

二、新たに議題を提出して採決を得たいと思うものは、まず起立して「議長」と呼んで發言を求めます。これに對し發言を許して然るべきであると認めたら、議長はそのものを指名するかまたはそのものを見ながらうたずく事によつて發言權をあたえます。そこで「私は……することを動議します」と動議を提出します。

動議は簡單な短いものなら口頭でよいが重要なものや長いものは文書として議長または書記に提出するのが適當です。動議が提出されると、その動議を支持する人は「たゞ今の動議に贊成します」と述べます。この場合は議長から發言の承認を得る必要はなくまた一般に起立をも要しません。直ちに支持者があらわれなかつたならば議長は動議をくり返して「たゞ今の動議を支持する方はありませんか」と尋ねます。それでも支持者のないときは「この動議には支持がありませんから成立いたしません」と宣してその動議を打切ります。提案者以外に一人以上の支持者があつたときには議長はその動議を正確に複誦し支持者のあつたことを告げます。これで今の動議が會議の當面の議案として正式に採り上げられたことになります。

三、議長はさらに「御意見や質疑はありませんか」と尋ねます。これに對し發言がなく、討論または修正の必要がないと認められたときは直ちに表決に附します。協議員のうちでこの議案に意見を述べたいものは、議長に發言を求めて許されたのち、意見や質問を述べます。こうして次々に討議が行われるのですが、すべて討論の發言は議長になかつて述べるようにし、當面の議案から離れないように、また人身攻擊におちいらないように注意しなければなりません。

四、正式に議事に附された動議の形式や言葉づかい等を變更したいときには修正の動議が提出されます。修正は（1）字句の削除、（2）挿入、または追加を行なつたり、（3）また原案の一部あるいは全部を變更する場合もあります。この場合議題に關連をもつている限りは原案の趣旨をまつたく變更するてともできます。この修正動議も他に一人以上の支持者があつた場合に、當面の議案として採り上げられ、これを採用するか否かにつき討論を行います。修正動議は原案の動議より先に採擇または處理されることになつています。討論が終るかまたは討論の必要のないときは表決を行い、その結果過半數の贊成を得れば修正案が通過し原案はそのように修正されます。場合によつては修正動議が表決に附される以前に、さらに修正案に對する修正の動議が提出されることがあります。修正案の修正案は元の修正案より先に討議に附されるのであります。そこで元の修正の動議の場合と同樣の手續きで直ちに處理されます。

五、原案が修正されたならば議長は修正された形で議案を複誦し他に意見があるか否か

尋ねます。あれば充分討論を盡した上でそれ以上修正案も討論もない場合は表決に附することになります。

議案の贊否を決するに當つて議長はまず議案を正しく複誦したのち「表決に附してはいかがですか」と尋ねます。これに對し誰も發言するものがなければただちに表決に移ります。

表決に當つては先に贊成數を調べ、次に反對數を調べます。表決の方法としては普通、發聲表決、擧手表決、投票等があります。發聲表決は「贊成」という聲と「反對」という聲とを比較するわけですが、この方法で結果が不明瞭な場合は起立表決か擧手表決（右手を擧げる）を行います。議場が混亂して起立や擧手でも贊否があいまいと思われるとき、または各個人の意向が他に知られては都合の惡い場合は無記名投票を行います。特定の場合を除いては贊成者が過半數ならばその案は成立し、少數ならば不成立になります。

議長はこの會議のいわゆるまとめ役をする人でありますから、もの表決に加わりますと特定の派を支持することになります。そこで通常議長は表決に加わりません。しかしながら、贊否同數の場合は議長の意思表示によつて採否を決することができます。議長は案の採否を明確にし、提用に決した場合は案の內容をとりまとめて說明し案を實行に移す旨を述べます。

六、このようにして次々に動議として提出される議案を處理して行くわけですが、この間に議事進行に關する種々の動議が出される場合があります。一つの動議の處理にあまり時間をかけすぎると日程の進行にさしさわることがありますから、特別の規則が定まつている場合およびきわめて小さな會議または非公式の會議の場合を除いては、一般に一動議につき一人の發言は二回以內、また各發言は五分間以內ということをその團體の原則としているところもあります。

七、會議の進行に關して、票數を數えるため、食事をするため、討論繼續上會議が要求する報告を得るため、または採決前に特定の人の出席を得るため等の目的で會議をしばらく中斷する必要が起ることがあります。このためには休憩の動議を提出します。この動議には必ずその目的と休憩時間とを含めなければなりません。たとえば「會議は晝食のため一時間休憩することを動議します」のように述べます。休憩の動議は閉會の動議の出ているときだけは別ですが、その他どんな動議がでている場合でも提出することができます。他の議案の審議途中で休憩動議がでた場合、この休憩動議は討論に附する必要はなく、また修正についてもその休憩時間をどれだけにするかということに關してしか修正することができません。表決で過半數の贊成を得れば休憩は直ちに實行されます。

八、議題は往々委員に附託されることがあります。これは議題に對する詳細な知識を得るため、議題を討議しやすい形式に整理するため、または重大な意見の對立を解決するため等の目的によるもので動議の形で提案されます。この動議も一般の動議と同樣に處理されます。

機關または團體が一定の期間特定の仕事をするために常置しているいくつかの委員會を常任委員會といゝ、この常任委員會に議題が附託されることがあります。また常任委員會を置いていない場合、または常任委員會に附託できないような特別の要求の議題である場合は、とくに一時的にその仕事のみをとり扱うために特別委員會を設けてこの特別委員會に議題が附託されているわけですが、特別委員會の場合は附則で委員任命の方法や委員の數が定めてないかぎり會議の席上でこれらのことも決めなければなりません。

なお決議事項の實行方法に關して實行委員會を設けてこれに實行方法の研究を委託する場合もあります。

九、會議の議事が終了したとき、またはその他の理由で會議を閉じる必要があるときは、協議員は閉會または休會の動議を提出します。次回の會場や日時がすでに決定している場合またはそれ以後會議を開く必要がないときは「閉會（または休會）を動議します」のように提案します。また次回の會場や日時を決める必要のある場合はたとえば「明日の二時この部屋で行うことにして、それまで休會することを動議します」のようにいいます、この兩者の場合とも動議が採り上げられたら討論を許され、また後者の場合は會場や日時を變更する修正を行うことができます。

以上のようにして閉會または休會が多數決により可決されたならば、議長はその議決にもとづいて閉會または休會を宣し、これでその日の議事を全部終了したことになるわけです。

十二、討論の方式

討論にはいろいろの型がありますが、普通には圓卓討論法、講壇法（シンポジアム）陪席討論法（パネルデイスカッション）等の方式が採られます。

1　圓卓討論法　十人ないし二十人くらいの少人數で行うのに適した討論法です。討論者は卓を圍んで席を占め、その中の一人が司會者となつて、まず討論の議題について說明し、必要な注意を與えます。これを皮切りにして討論者は自由に發言し、次々に反ばくを加えたり、支持したりして活發に意見をかわしつつ討論を展開してゆくのです。この際一人又は數人の特定の人の間に發言が片寄ることなく、甲の意見に對して乙が意見を述べ、その乙の意見に對し今度は丙が發言し、續いて丁が甲の意見に對して贊成意見を述べるというように、まんべんなく全員の間に意見が回轉するようにすることが望ましいのです。皆が思い思いの意見をに自由述べる練習を積みましよう。

2　講壇討論法（シンポジアム）講壇討論法は公開討論の一方式で、特定の一議題に關しいろいろな方面における專門的知識を持つた數人の人が、豫め準備した草稿に從つて一人ずつ小演說を試み、その後で一般聽衆がこれに對し質問や意見を出して討論に入ります。この討論法では討論に供せられる議題はその會の主催責任者がこれを提出します。司會者はその議題にふさわしい三人ないし六人の專門的知識を持つた討論者を選んで、それぞれの述べる事項を用意させておきます。討論者が演壇に座を占めると司會者は各討論者を紹介し、これより討論者は一人ずつ立つて議題の各々異つた面について數分間の小演說を試みます。一通り演說の終つた所で司會者は今の小演說に關し聽衆に質問又は意見を求めるのです。質問や意見發表を行いたい者は司會者の許しを得た後、答辯者を指名して質問や意見を述べ、これに對し指名された專門の人が應答します。次々にこれがくり返されて活發な全體討論が展開されてゆくのです。

3　陪席討論法（パネルデイスカッション）公開討論の方法として。一層一般的になつて來つゝある方法は陪席討論法です。陪席討論は聽衆を控えて行われる仲間內の討論會（グループデイスカッション）です。この方法は特定の問題に關して數人の關係者がそれぞれの立場からお互の間で意見を述べ合うのですが、この場合は別に豫め準備した上で聽衆に對して演說するのではなく、他の討論者に質問したり、その意見に贊成不贊成を表明したりしながら、お互の間で特定問題を討論するのです。そのあとで討論者と討論者との間で又討論者と聽衆との間で質問應答が取り交されます。この陪席討論法の場合は討論者は必ずしも問題に關する專門的研究者というわけでなく、又特に豫め草稿を準備しないでその場の空氣に從つて、形式的に流れず、氣樂に座談的に意見を交換して、討論を始める點が講壇討論法と違つています。討論者の數は大體四人ないし六人くらいが適當です。討論者が司會者を中心にして壇上に座を占めると先ず司會者は立つて各討論者を紹介した後簡單に討論議題の趣旨を述べて座につきます。これより司會者は議題に關し適當に口を切り、又質問をしかけて討論者の發言を導き出し、討論を展開させて行くのです。各發言は座したまゝ行われるのが普通です。この場合司會者は審判者の立場に止まらないで自身も討論に參加しつつ、機を見て討論者の一人にある事柄について說明を求めたり、各人の述べた事をまとめたりして常に論點を明確にし、討論が秩序立つて圓滑に進展するようにその發言は演說にならぬように誘導して行きます。各討論者は司會者に賴ることなく交互に自由に發言し、又その發言は演說にならぬよう數語で要點をつくすようにして間斷なく討論を續けます。こうして議題が解明されて又は一應の結論に達した所で、司會者がこれを總括した上一般聽衆との質疑應答や意見の交換に入ります。最後に司會者は論點となつた問題のしめくくりをつやるのが普通ですが、時にはかえつて何も解說らしいことをいわずに、皆に考えさせて閉會にする場合もあります。

以上のような方法で、皆で一つの問題に一般的な批判を試み、自分の思うところを明瞭に發表すると共に、他人の意見もよく聽いて自ら反省するというような練習を積むことは、私たちの思想を練り、正しい判斷力を養成する上に、大いに役立つことと思います。

十三、民主的團體の運營

一、團體の結成

一、團體結成の目的

一團體を結成する通常の目的は、共通の利害と目的とを持つた一團の人々が、單獨では達成出來ない目的を協力して達成するにある。

二、團體結成の準備工作

一つの俱樂部或は協會等を結成したい場合には先づ有志だけで準備會を開き、組織會議を招集する前に次の諸點に關し周到な計畫を作成せねばならない。

一、第一回會議開催の日時、場所

二、團體の會則附則

作し會則案を提出する。附則と併せ備えた方が好都合であろう。

會則は簡明で、將來必要な限度より長くあつてはならない。

會則、附屬委員はその後の第一回の會議までに提出すること。

この動議に賛成するものがあれば直ちに決に附すること。

この動議が賛成されたときは、會長は直ちに次の事を議事日程に加へよ。

「議案提出權ある者五名の委員を指名して會則案を起草せしめ、これに基き會則、附屬委員會を開催せしめよ。」

會長は指名された人が會則案を持ち出すのを待つて、その上で決を採ること。

この動議が賛成されたときは、會長は直ちに次の事を議事日程に加へよ。

「議案提出權ある者五名の委員を指名して會則案を起草せしめ、これに基き會則、附屬委員會を開催せしめよ。」

會則、附屬委員はその後の第一回の會議までに提出すること。

この動議が賛成されたときは、會長は直ちに次の事を議事日程に加へよ。

「議案提出權ある者五名の委員を指名して會則案を起草せしめ、これに基き會則、附屬委員會を開催せしめよ。」

會則、附屬委員はその後の第一回の會議までに提出すること。

この動議に賛成するものがあれば直ちに決に附すること。

この動議が賛成されたときは、會長は直ちに次の事を議事日程に加へよ。

「議案提出權ある者五名の委員を指名して會則案を起草せしめ、これに基き會則、附屬委員會を開催せしめよ。」

會則、附屬委員はその後の第一回の會議までに提出すること。

一例を擧げれば、この動議は次のやうな形で行うことが出來る。

「議長は、私は附屬委員會に關する會則案を起草するために、五名の委員を指名することを動議する。」

この動議が賛成されたときは、會長は直ちに次の事を議事日程に加へよ。

「議案提出權ある者五名の委員を指名して會則案を起草せしめ、これに基き會則、附屬委員會を開催せしめよ。」

會則、附屬委員はその後の第一回の會議までに提出すること。

第五條　會議

第一項　定例會議ハ毎月一日ニ開ク。

第二項　臨時會議ハ毎月一日ニ開ク。

第三項　定例會議ハ毎月一日ニ開ク。

第四條　一般投票

第一項　一般投票ニ附シ可決ニ必要ナル賛成ハ會員十分ノ七以上ノ賛成ヲ要ス。

第二項　理事會ハ會員十分ノ七以上ノ賛成ヲ以テ一般投票ニ附スルヲ決定スルコトヲ得。

第三項　理事會ハ會員十分ノ七以上ノ賛成ヲ以テ一般投票ニ附スルヲ決定スルコトヲ得。

第四條　會員ノ任務

第一項　會員ハ會議ニ出席シ、議事ニ參與シ、一切ノ任務ヲ遂行スルコト。

第二項　會員ハ會則ノ改正ニ關シ、會則ニ定メタル方法ニ從ヒ、提案ヲ爲シ、又ハ修正ヲ加フルコトヲ得。

第三項　會員ハ會則ニ定メタル會費ヲ納ムルコト。

第四項　會員ハ會則ニ定メタル會費ヲ納メサルトキハ、會則ニ定メタル期間ノ經過後ニ於テ、會員ノ權利ヲ停止セラルルコトアルヘシ。

第五條　役員

第一項　本會ニ左ノ役員ヲ置ク。

一、會長　一名
一、副會長　一名
一、書記　二名
一、會計　一名
一、理事　五名
一、監事　二名

第二項　副會長ハ會長事故アルトキ、又ハ缺ケタルトキ、會長ノ職務ヲ代理シ、會長ニ事故アリ、且副會長モ事故アルトキ、又ハ缺ケタルトキハ、理事中ノ一人會長ノ職務ヲ代理ス。

第三項　書記ハ會議ノ記錄ヲ作成シ、一切ノ事務ニ從事ス。

第四項　會計ハ一切ノ收入及支出ヲ正確ニ記帳シ、會計時會員ノ檢閱ヲ經ヘシ。

第五項　監事ハ會計ノ收入及支出ヲ檢閱シ、會計時會員ニ報告スヘシ。

第六條　理事會

第一項　理事會ハ會員中ヨリ多數決ヲ以テ選舉セラレタル……名ヨリ成ル。

第二項　理事會ハ會員中ヨリ選舉セラレタル會長一名、副會長一名、書記二名、會計一名、理事五名ヲ以テ組織ス。

第三項　定例理事會ハ毎月一日ニ開ク。

第四項　理事會ハ會員十分ノ四以上ノ出席ヲ以テ成立ス。

第五項　理事會ハ會員ノ過半數ヲ以テ決ス。可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ從フ。

第六項　理事會ハ會則ニ定メタル會員ノ義務ヲ履行セサル會員ニ對シ、其ノ權利ヲ停止シ、又ハ除名スルコトヲ得。

第七項　理事會ハ會則ニ定メタル會員ノ義務ヲ履行セサル會員ニ對シ、其ノ權利ヲ停止シ、又ハ除名スルコトヲ得。

第七條　會議

第一項　會議ハ會長之ヲ召集シ、其ノ議長トナル。會長事故アルトキ、又ハ缺ケタルトキハ、副會長之ニ代リ、副會長モ事故アルトキ、又ハ缺ケタルトキハ、出席會員中ノ最年長者之ニ代リ、議長トナル。

第二項　會議ハ會員十分ノ四以上ノ出席ヲ以テ成立ス。

第三項　會議ハ會員ノ過半數ヲ以テ決ス。可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ從フ。

第四項　會議ハ會則ニ定メタル會員ノ義務ヲ履行セサル會員ニ對シ、其ノ權利ヲ停止シ、又ハ除名スルコトヲ得。

第五項　會議ハ會則ニ定メタル會員ノ義務ヲ履行セサル會員ニ對シ、其ノ權利ヲ停止シ、又ハ除名スルコトヲ得。

第八條　會則ノ改正

第一項　會則ノ改正ハ會員十分ノ七以上ノ賛成ヲ以テ之ヲ決ス。

第二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第九條　附則

第一項　本會ハ前回ノ會議ニ於テ、會則ノ改正ヲ決議シ、會則ノ改正ハ會員十分ノ七以上ノ賛成ヲ以テ之ヲ決ス。

第二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第五項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第六項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第七項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第八項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第九項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第十項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第十一項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第十二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第十三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第十四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第十五項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第十六項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第十七項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第十八項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第十九項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第二十項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第二十一項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第二十二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第二十三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第二十四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第二十五項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第二十六項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第二十七項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第二十八項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第二十九項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第三十項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第三十一項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第三十二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第三十三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第三十四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第三十五項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第三十六項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第三十七項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第三十八項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第三十九項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第四十項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第四十一項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第四十二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第四十三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第四十四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第四十五項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第四十六項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第四十七項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第四十八項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第四十九項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第五十項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第五十一項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第五十二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第五十三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第五十四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第五十五項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第五十六項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第五十七項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第五十八項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第五十九項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第六十項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第六十一項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第六十二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第六十三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第六十四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第六十五項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第六十六項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第六十七項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第六十八項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第六十九項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第七十項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第七十一項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第七十二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第七十三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第七十四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第七十五項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第七十六項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第七十七項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第七十八項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第七十九項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第八十項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第八十一項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第八十二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第八十三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第八十四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第八十五項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第八十六項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第八十七項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第八十八項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第八十九項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第九十項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第九十一項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第九十二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第九十三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第九十四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第九十五項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第九十六項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第九十七項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第九十八項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第九十九項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百一項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百五項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百六項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百七項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百八項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百九項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百十項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百十一項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百十二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百十三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百十四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百十五項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百十六項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百十七項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百十八項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百十九項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百二十項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百二十一項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百二十二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百二十三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百二十四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百二十五項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百二十六項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百二十七項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百二十八項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百二十九項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百三十項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百三十一項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百三十二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百三十三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百三十四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百三十五項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百三十六項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百三十七項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百三十八項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百三十九項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百四十項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百四十一項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百四十二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百四十三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百四十四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百四十五項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百四十六項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百四十七項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百四十八項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百四十九項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百五十項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百五十一項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百五十二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百五十三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百五十四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百五十五項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百五十六項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百五十七項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百五十八項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百五十九項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百六十項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百六十一項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百六十二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百六十三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百六十四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百六十五項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百六十六項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百六十七項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百六十八項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百六十九項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百七十項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百七十一項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百七十二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百七十三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百七十四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百七十五項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百七十六項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百七十七項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百七十八項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百七十九項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百八十項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百八十一項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百八十二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百八十三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百八十四項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百八十五項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百八十六項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百八十七項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百八十八項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百八十九項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百九十項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百九十一項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百九十二項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附スルヲ要ス。

第百九十三項　會則ノ改正ハ會員ノ提案ニ係ル場合ト雖モ、理事會ヲ經由シ、會長ヨリ會議ニ附

類	分	者	責任
社會奉仕	A、委員の仕事	S、ジョーンス	B、スミス T、ジャックソン

分を含んだものであつたら例えば次の如く書く。

以上九つの事項は、その目的に對する最も良い計畫實施の形式は（一）事業の分類に（二）責任者（三）目標（四）手段（五）進捗日の部分を含んだものであつたら例えば次の如く書く。

類	分	者	責任
社會奉仕	A、委員の仕事	S、ジョーンス	B、スミス T、ジャックソン

6、滿足すべき計畫が出來上れば主なる事業に任命その實行の責任を委ねる事。今我々の頭文字（Future Farmers of America）F. F. A. の事業計畫を作る最も利便な事業分類の通りである。

（イ）農業、（ロ）共同農業、（ハ）社會奉仕、（ニ）リクリエイション、（ホ）資金の獲得と貯蓄、（ヘ）會合の實施（ト）農業、其の他一般。

（イ）農業、（ロ）共同農業、（ハ）社會奉仕、（ニ）リクリエイション、（ホ）資金の獲得と貯蓄、（ヘ）會合の實施（ト）農業、其の他一般。

以上九つの事項は、その目的に對する最も良い計畫實施の形式は（一）事業の分類に（二）責任者（三）目標（四）手段（五）進捗日の部分を含んだものであつたら例えば次の如く書く。

類	分	者	責任
社會奉仕	A、委員の仕事	S、ジョーンス	B、スミス T、ジャックソン

6、滿足すべき計畫が出來上れば主なる事業に任命その實行の責任を委ねる事。今我々の頭文字（Future Farmers of America）F. F. A. の事業計畫を作る最も利便な事業分類の通りである。

（イ）農業、（ロ）共同農業、（ハ）社會奉仕、（ニ）リクリエイション、（ホ）資金の獲得と貯蓄、（ヘ）會合の實施（ト）農業、其の他一般。

（イ）農業、（ロ）共同農業、（ハ）社會奉仕、（ニ）リクリエイション、（ホ）資金の獲得と貯蓄、（ヘ）會合の實施（ト）農業、其の他一般。

以上九つの事項はいづれも

援助で研究會を開催又出來得れば講師を招いて講演して貰う。ロ、洋裁ミシン等の講習會（成可く實生活の役に立つものを選ぶ事。ハ、家政、育兒の問題。ニ、ラジオ新聞の利用。

7、レクリエーションイ、茶話會。ロ、圍碁、將棋、麻雀會。ハ、映畫鑑賞。ニ、音樂レコードコンサート、合唱、樂團演奏。ホ、ピクニック。ヘ、演藝會。ト、ハイキングキャムピング。チ、野球、卓球、庭球、バトミントン等。リ、運動會。ヌ、ダンス（社交ダンス、フオークダンス、スケアダンス）ル。魚釣オ、繪畫彫刻。ワ、和歌、詩、俳句會。カ、切手蒐集。ヨ、青少年と家族の懇親會開催。タ、室內ゲーム會

以上の樣な項目から各青年會に適當と思はれるものを引拔いて又附加えて一覽表を作り、壁にでもはりつけておくとよい。以上の樣な青年會の事業計畫がうまく行かないというのは主として次の理由によるものである。

（1）時間。研究考慮の不足。（2）年次プログラムの作成が遲れた場合。（3）項目の選擇の誤り又會員各自の努力の不足。（4）目標が無限定であり實行し難い樣な時。（5）その手段及び方法がよく考慮されていなかつた時。（6）プログラムの作成を個人の委員に委せきりにした時。（7）資金不足。（8）プログラムの平均がとれていない場合—變化に乏しい——同じ型のものばかり（例文化とか會合ばかり）（9）會合に於ける變化がない。（10）會員が此のプログラムが自分達全部の爲のものである事を忘れた時。斯くの如くして一年度のプログラムが出來たら次には短期の、例えば一月毎のプログラムを作成しなくてはならない。一月と八月の行事が同じである筈はない。氣候、其の他社會の諸行事によくマッチする樣に毎月の事業計畫を作成しなさい。そして最後に各事業或いは各行事毎のプログラムといえども必ず變化に富んだものでなくてはならないのは各行事毎のプログラムの編成をするのである。此の場合注意しなくてはならある。會合の場合でも單に議事丈でなくレクリエーションを挿入したり討論會の時でもパネル、ダイヤログ、ワンマンフオラム等種々のデイスカッションの方法を用いたり運動會の時にはリレーばかりでなく他のゲームも入れたり、ピクニックに行つた時でも自然の研究をしたりする事は夫等の行事のプログラムを成功させる最大の要素である。そして常に青年會というものは社會的構成體の一つであつて他の諸關係と常に密接なる連繫を保つているものであるという事を認識し獨善的な考え方に陷らぬ樣社會の進歩と共にあり、社會の奉仕と感謝を忘れぬ樣心懸くべきである。

四、團體の委員會

（一）委員會とは何か

日本では團體の役員のことをしば〳〵委員と呼びその會合を委員會といつていますがこゝであつかう委員會とは團體における特定の目的を遂行するために協力して働く數人のグループをさします。委員會が單に仕事をしている人々の集りと違つている點はそれが團體そのものゝ一部として認められており一定の仕事をするように責任をあたえられているということです。

團體がたくさんの仕事をしようとするときには會員の全部がどの仕事にも力を入れようとしてもそれは不可能ですからそれ〴〵の仕事に應じた委員會をつくり、一つの問題にそれ〴〵集中して研究し調査した方がずつと効果があがります。それでどこの團體にも委員會という組織をつくつているのです。

（二）委員會のつくり方

どのような委員會を設置するかは會長がきめることもできますし會員の投票によることもまた發言採決によることもできますけれども必ず總會の承認を得なくてはなりません。このことは附則ではつきりときめておく必要があります。委員長は會長の指命によるか、また會員によつて選擧されます。そして委員長はたいてい委員を指令する權限をあたえられています。

委員の數は必要の如何によりまた團體の大きさによつていろ〳〵ですが、はつきりした仕事の數だけの人數をそろえるのが賢明です。仕事の量に對して必要以上の人數を置くことは時間の浪費であり、その人達が他の委員會で有意義な仕事をするのをさまたげることになります。また人數を五人とか七人とか奇數にしておくと投票によつて裁決するときに便利です。

すべての委員會に共通した性格として次のような條項が加えられましよう。

1、委員會は特定の仕事を受けもつてゐること。

2、委員達はそれ〴〵各自の仕事をもつているにしても委員會としては一つのグループとして會合し仕事をし決議すること。

3、委員會はそれ自體だけで最後的な決定はできず自分たちに特定の仕事をあたえたグループに對して委員會の活動の結果を報告しまた意見を提出することを任務と

(四)委員の任務

委員は原則として會の仕事が効率よくあがるやうに左の任務を持つものです。

一、會議の時と所とを始めから終りまで出席すること。

二、會議中は委員に與へられた職務を誠實に遂行すること。

三、開會及び閉會の時刻を嚴守すること。

四、會議中は靜肅を保つこと。

五、會議は公開の場合でも非公開の場合でも、委員は會の内部のことを外部に漏してはなりません。

六、委員は會の決議に從ふこと。

七、委員は會の決議に從ふこと。

八、委員は會の決議に從ふこと。

(五)委員の權利

委員は原則として會の仕事が効率よくあがるやうに左の權利を持つものです。

一、會議の時と所とを始めから終りまで出席すること。

二、會議中は委員に與へられた職務を誠實に遂行すること。

三、開會及び閉會の時刻を嚴守すること。

四、會議中は靜肅を保つこと。

五、會議は公開の場合でも非公開の場合でも、委員は會の内部のことを外部に漏してはなりません。

六、委員は會の決議に從ふこと。

七、委員は會の決議に從ふこと。

八、委員は會の決議に從ふこと。

(六)委員の權利

委員は原則として會の仕事が効率よくあがるやうに左の權利を持つものです。

一、會議の時と所とを始めから終りまで出席すること。

二、會議中は委員に與へられた職務を誠實に遂行すること。

三、開會及び閉會の時刻を嚴守すること。

四、會議中は靜肅を保つこと。

五、會議は公開の場合でも非公開の場合でも、委員は會の内部のことを外部に漏してはなりません。

六、委員は會の決議に從ふこと。

七、委員は會の決議に從ふこと。

八、委員は會の決議に從ふこと。

(七)委員の權利

委員は原則として會の仕事が効率よくあがるやうに左の權利を持つものです。

一、會議の時と所とを始めから終りまで出席すること。

二、會議中は委員に與へられた職務を誠實に遂行すること。

三、開會及び閉會の時刻を嚴守すること。

四、會議中は靜肅を保つこと。

五、會議は公開の場合でも非公開の場合でも、委員は會の内部のことを外部に漏してはなりません。

六、委員は會の決議に從ふこと。

七、委員は會の決議に從ふこと。

八、委員は會の決議に從ふこと。

(八)委員の權利

委員は原則として會の仕事が効率よくあがるやうに左の權利を持つものです。

一、會議の時と所とを始めから終りまで出席すること。

二、會議中は委員に與へられた職務を誠實に遂行すること。

三、開會及び閉會の時刻を嚴守すること。

四、會議中は靜肅を保つこと。

五、會議は公開の場合でも非公開の場合でも、委員は會の内部のことを外部に漏してはなりません。

六、委員は會の決議に從ふこと。

七、委員は會の決議に從ふこと。

八、委員は會の決議に從ふこと。

(九)委員の權利

委員は原則として會の仕事が効率よくあがるやうに左の權利を持つものです。

一、會議の時と所とを始めから終りまで出席すること。

二、會議中は委員に與へられた職務を誠實に遂行すること。

三、開會及び閉會の時刻を嚴守すること。

四、會議中は靜肅を保つこと。

五、會議は公開の場合でも非公開の場合でも、委員は會の内部のことを外部に漏してはなりません。

六、委員は會の決議に從ふこと。

七、委員は會の決議に從ふこと。

八、委員は會の決議に從ふこと。

(十)委員の權利

委員は原則として會の仕事が効率よくあがるやうに左の權利を持つものです。

一、會議の時と所とを始めから終りまで出席すること。

二、會議中は委員に與へられた職務を誠實に遂行すること。

三、開會及び閉會の時刻を嚴守すること。

四、會議中は靜肅を保つこと。

五、會議は公開の場合でも非公開の場合でも、委員は會の内部のことを外部に漏してはなりません。

六、委員は會の決議に從ふこと。

七、委員は會の決議に從ふこと。

八、委員は會の決議に從ふこと。

(十一)委員の權利

委員は原則として會の仕事が効率よくあがるやうに左の權利を持つものです。

一、會議の時と所とを始めから終りまで出席すること。

二、會議中は委員に與へられた職務を誠實に遂行すること。

三、開會及び閉會の時刻を嚴守すること。

四、會議中は靜肅を保つこと。

五、會議は公開の場合でも非公開の場合でも、委員は會の内部のことを外部に漏してはなりません。

六、委員は會の決議に從ふこと。

七、委員は會の決議に從ふこと。

八、委員は會の決議に從ふこと。

(十二)委員の權利

委員は原則として會の仕事が効率よくあがるやうに左の權利を持つものです。

一、會議の時と所とを始めから終りまで出席すること。

二、會議中は委員に與へられた職務を誠實に遂行すること。

三、開會及び閉會の時刻を嚴守すること。

四、會議中は靜肅を保つこと。

五、會議は公開の場合でも非公開の場合でも、委員は會の内部のことを外部に漏してはなりません。

六、委員は會の決議に從ふこと。

七、委員は會の決議に從ふこと。

八、委員は會の決議に從ふこと。

(十三)委員の權利

委員は原則として會の仕事が効率よくあがるやうに左の權利を持つものです。

一、會議の時と所とを始めから終りまで出席すること。

二、會議中は委員に與へられた職務を誠實に遂行すること。

三、開會及び閉會の時刻を嚴守すること。

四、會議中は靜肅を保つこと。

五、會議は公開の場合でも非公開の場合でも、委員は會の内部のことを外部に漏してはなりません。

六、委員は會の決議に從ふこと。

七、委員は會の決議に從ふこと。

八、委員は會の決議に從ふこと。

(十四)委員の權利

委員は原則として會の仕事が効率よくあがるやうに左の權利を持つものです。

一、會議の時と所とを始めから終りまで出席すること。

二、會議中は委員に與へられた職務を誠實に遂行すること。

三、開會及び閉會の時刻を嚴守すること。

四、會議中は靜肅を保つこと。

五、會議は公開の場合でも非公開の場合でも、委員は會の内部のことを外部に漏してはなりません。

六、委員は會の決議に從ふこと。

七、委員は會の決議に從ふこと。

八、委員は會の決議に從ふこと。

(十五)委員の權利

委員は原則として會の仕事が効率よくあがるやうに左の權利を持つものです。

一、會議の時と所とを始めから終りまで出席すること。

二、會議中は委員に與へられた職務を誠實に遂行すること。

三、開會及び閉會の時刻を嚴守すること。

四、會議中は靜肅を保つこと。

五、會議は公開の場合でも非公開の場合でも、委員は會の内部のことを外部に漏してはなりません。

六、委員は會の決議に從ふこと。

七、委員は會の決議に從ふこと。

八、委員は會の決議に從ふこと。

(十六)委員の權利

委員は原則として會の仕事が効率よくあがるやうに左の權利を持つものです。

一、會議の時と所とを始めから終りまで出席すること。

二、會議中は委員に與へられた職務を誠實に遂行すること。

三、開會及び閉會の時刻を嚴守すること。

四、會議中は靜肅を保つこと。

五、會議は公開の場合でも非公開の場合でも、委員は會の内部のことを外部に漏してはなりません。

六、委員は會の決議に從ふこと。

七、委員は會の決議に從ふこと。

八、委員は會の決議に從ふこと。

(十七)委員の權利

委員は原則として會の仕事が効率よくあがるやうに左の權利を持つものです。

一、會議の時と所とを始めから終りまで出席すること。

二、會議中は委員に與へられた職務を誠實に遂行すること。

三、開會及び閉會の時刻を嚴守すること。

四、會議中は靜肅を保つこと。

五、會議は公開の場合でも非公開の場合でも、委員は會の内部のことを外部に漏してはなりません。

六、委員は會の決議に從ふこと。

七、委員は會の決議に從ふこと。

八、委員は會の決議に從ふこと。

(十八)委員の權利

委員は原則として會の仕事が効率よくあがるやうに左の權利を持つものです。

一、會議の時と所とを始めから終りまで出席すること。

二、會議中は委員に與へられた職務を誠實に遂行すること。

三、開會及び閉會の時刻を嚴守すること。

四、會議中は靜肅を保つこと。

五、會議は公開の場合でも非公開の場合でも、委員は會の内部のことを外部に漏してはなりません。

六、委員は會の決議に從ふこと。

七、委員は會の決議に從ふこと。

八、委員は會の決議に從ふこと。

(十九)委員の權利

委員は原則として會の仕事が効率よくあがるやうに左の權利を持つものです。

一、會議の時と所とを始めから終りまで出席すること。

二、會議中は委員に與へられた職務を誠實に遂行すること。

三、開會及び閉會の時刻を嚴守すること。

四、會議中は靜肅を保つこと。

五、會議は公開の場合でも非公開の場合でも、委員は會の内部のことを外部に漏してはなりません。

六、委員は會の決議に從ふこと。

七、委員は會の決議に從ふこと。

八、委員は會の決議に從ふこと。

(二十)委員の權利

委員は原則として會の仕事が効率よくあがるやうに左の權利を持つものです。

一、會議の時と所とを始めから終りまで出席すること。

二、會議中は委員に與へられた職務を誠實に遂行すること。

三、開會及び閉會の時刻を嚴守すること。

四、會議中は靜肅を保つこと。

五、會議は公開の場合でも非公開の場合でも、委員は會の内部のことを外部に漏してはなりません。

六、委員は會の決議に從ふこと。

七、委員は會の決議に從ふこと。

八、委員は會の決議に從ふこと。

また指定された時期までに報告ができ上つていない場合は委員長は「委員會はもう少し時間をいたゞきたいと要求します。その要求は普通承諾されます。

（七）委員會の種類

委員會には普通常任委員會と特別委員會と二種類あります。

- 常任委員會
  - 會員募集委員會
  - 財務委員會
  - 會館委員會
  - 企畫委員會
  - 宣傳委員會
- 特別委員會
  - 家庭生活研究會
  - 政治教育委員會
  - 教育委員會
  - 娯樂委員會

五、團體の財政（例青年團體）

一ヶ年前に東京の約五十の青年會に對して「諸君の直面している最も困難な問題」という質問を出したら「財政」という返事が五十ありました。もし今百の青年會に對して同じ質問を出したならばやはり「財政」という返事が百あることでしよう。今から一年後に於てもまた同じ結果でありましよう。財政のことが最も困難な問題であるように思われるから、青年團體は何故に財政的に苦しんでいるか研究して見ましよう。第一の原因はいうまでもなくインフレであります。第二の原因は多くの青年團體が事實に直面して財政上の困難を實際に解決しようと努めないことであります。

諸君のご承知のように戰前に於ては青年團體はたいてい政府の援助をうけていたからほとんど、財政上の問題はありませんでした。外部から財政上の援助を受け、そうして青年は軍國主義者の道具に使われていたから、すべての計畫や事業は政府の計畫し監督する所でありました。財政上及び事業計畫上の困難な問題を解決する最も容易な方法は誰かほかの人に財政をして貰い又計畫して貰うことであります。しかしそういうことをすることが青年團體の自主的な行き方といえるでしようか。自分の利己的目的を達するためでなくて誰が諸君のために財政をしたり計畫を立てゝくれるでしようか。今日利己的目的のため諸君を道具に使おうと一生懸命になつていることの明かなものは一部のものにかぎられています。

五六ヶ月前に、ある青年會が私の意見を聞きに事業計畫案を持つてきました。その主要な計畫の中に立派な青年クラブの建築案がありました。そうしてそのクラブは都外からきた人のために用いる三ツの寢室やピンポン臺ラヂオ蓄音機その他の備品を設備するようになつていました。その目的は誠にけつこうであるが、これは實行のできないいわば夢のようなものであります。假にクラブの建設に百萬圓を要するものとしましよう。この青年會には毎月定期に十圓の會費を納める五十人の會員がおりましたから會費でクラブの建設費をまかなうには百六十七年の歳月を要するでしよう。それも百六十七年たつても、諸君はなお青年であるとしてのことであります。これは團體が多くの場合その收入に關して實行不可能な計畫を立てるほんの一つの例にすぎません。

今日青年團體の持つている唯一の財源は、たいてい、會員の會費であります。諸君は諸君の會費は他の團體に比べて適當であるとほんとうに考えていますか。總司令部民間情報教育部のタイバー氏は最近日本全體の青年團體の會費の金額を調査されました。それによると平均一ヶ月十圓であります。多くの青年は一ヶ月十圓はせい一杯であると考えるかも知れませんが、彼等は煙草や茶菓に月千圓も使うことを何とも思つていません。きまつている會費より多く納めることのできないものを入會させないことは、勿論まちがつていますけれども會費は會員の月々の財力に應じて納めるべきものであると信じています。財力のあるものは格別の特典を期待せずに進んで外のものより多く納めなければなりません。指導者と會員が會の社會的重要性を十分に認識するようになれば、會費は自然に澤山集まるでしよう。

こゝでアメリカにおける青年會が臨時の追加資金を集めるために採用した有效な方法を書きましよう。會議に遲刻したり又は缺席するときは罰金はとられます。罰金は事情に應じて、五セント以上二十五セントまでゝあります。會議が終つてから三名の會員が陪審員に選ばれます。會長は審判者であります。役員は二倍の罰金を納めなければなりません。この方法は嚴重に過ぎたり、過酷にわたつてはなりません。

豫算は精確に作らなければなりません。大ざつぱな見積をしてはなりません。豫算は正確であり實際的であり且つ完全でなければなりません。收入と支出を全部記入して會員は誰でもそれを檢閲し得るようになつていなければなりません。族費や食費講師手當などはできるならば個人の負擔にしなければなりません。

附言

一、本資料を蒐集するに當つては左記冊子を參考とした。

民主的政治と非民主的政治	文部省
新日本の建設にわれら何をなすべきか 議事の進め方、	
團體の民主化とは、	
民主的團體における委員會と企畫	社會教育連合會
青少年情報、二三年度社會教育研究大會資料	東京都
レクリエーション教本	大阪・P・T・A社

二、このほかに社會教育資料としては次のものが有效である。

民主々義、民主々義のはなし	文部省
青年團はどうあるべきか、青少年指導の手引、父母と先生の會、父母と先生の會參考規約とその解說、青年双書（一―三）女性新書（一―八）、公民館シリーズ（一―七）月刊社會と教育、	
公民館月報	社會教育連合會
レクリエーションシリーズ	東京R協會
グループワーク、グループジスカッション	YMCA
青少年不良化防止の對策、グループの運營について	富山縣教育委員會

The 3rd Social Education Study Session

1. Object:

To stimulate and reinforce the general management on social education by holding a conference on the subjects that are interested by general public of the present days under the attendance of the people concerned in social education of local level.

2. Sponsored:

Monbusho and pref. school board.

3 Participants:

(1) According to the cases in the last year and year before last, to select the leaders of conference (lecturers, Panel Discussion, Table discussion leaders etc) and other participating representatives

(2) Number of participants except lecturers and discussion leaders shall be decided by ~~the~~ prefecture and must be no less than 100.

(3) Half number of participant should be occupied by women.

(4) ~~General public's attendance is desirable as~~ many a

(4) As many public as the meeting place permits are desirable to attend.

(5) Lecturers, leaders and other participants shall be notified of the date at least a week before.

4. (2) Date and duration of meeting.

As principle, meeting shall be held at two places in prefecture, and each shall last two days.

5. ~~Org~~ Order of business.

Order of business shall be made by each prefecture, referring to the attached paper. It can be modified according to specific local color, but not too many business should be taken up

6. Political Activation among Students and Teachers

will be years before the spirit of most of the old principle will be changed although most are willing to change the form of their actions.

PARENT-TEACHER ASSOCIATIONS

1. Structure and Membership

a. Parent-Teacher Associations have been organized in all public schools in this prefecture with mothers, fathers, teachers and interested people in the community as members. All associations have democratic-type constitutions which stipulate election of officers by secret ballot for one-year term, equal number of men and women officers, and low membership dues. Officers of former parents' organizations were not considered eligible as officers. The organizational not considered

6. Expense:

A certain portion of expenses required for this program shall be supported by Edn. Ministry.

7. Reference materials:

In addition to the attached paper #2, issued by Monbusho, several necessary materials shall be prepared by each prefecture.

In Osaka prefecture, meetings are scheduled as follows:

① May 7. — May 10,

② May 12. — May 14.

[illegible]四年三月八日

[illegible]部省社会教育局長　柴沼直

都道府県教育委員会　殿

第三回社会教育研究大会の開催について

昭和二十四年度初頭において　およそ別紙要項により全国各都道府県において
標記研究大会を開催することになりましたから　左記事項御決定の上きたる四
月一日までに御回答を願います

記

一、社会教育研究大会の日時及び議事日程
日程の作成にあたっては　本年度の成果を充分考慮の上努めて地方の特殊性
を生かし編成せられたい

二、社会教育研究大会の開催場所
別紙要項のように一都道府県二ヶ所ないし四ヶ所となっているが、映写設備
も考慮の上適宜決定せられたい

第三回社会教育研究大会開催要項

一、趣旨
昨年の例により地方における社会教育各方面の代表者を会同して現下國民一般の特
関心をもつ主要な事項について研究協議を行い　この解決のために社会教育運営の
画期的強化を図ろうとする

二、主催者
文部省及び都道府縣教育委員會の共催とする

三、参加者
1. およそ昨年及び一昨年の例により、教育委員会において各方面から適当な会議
の指導者（講師、陪席討論及び講壇式討論の討論参加者、分科会討論
指導者）並びに招請を受くべき会議参加者を選抜すること。
2. 講師その他の討論指導者以外の招請を受くべき會議参加者の数は地方
の事情により、適宜決定するものとし　およそ百名以上とすること
3. 招請を受くべき参加者の約半数は婦人とすること

昨年の例により地方における社会教育各方面の代表者を会同して現下國民一般の特
関心をもつ主要な事項について研究協議を行い、この解決のために社会教育運営の
画期的強化を図ろうとする

二、主催者

文部省及び都道府縣教育委員會の共催とする

三、参加者

1. およそ昨年及び一昨年の例により、教育委員会において各方面から適当な会議
の指導者（講師、陪席討論及び講壇式討論の討論参加者、分科会討論
指導者）並びに招請を受くべき会議参加者を選抜すること。
2. 講師その他の討論指導者以外の招請を受くべき會議参加者の数は地方
の事情により、適宜決定するものとし、およそ百名以上とすること。
3. 招請を受くべき参加者の約半数は婦人とすること。
4. 會場施設の許す限り一般公衆の自由参加をすゝめること。
5. 講師その他の討論指導者及び招請を受くべき会議参加者には大會の
少くとも一週間前に通知しておくこと。

四、開催日数及び日程

開催地は原則として都道府縣二箇所とし（但し北海道は四箇所、岩手、
福島、新潟、長野、三重、兵庫、岡山、廣島、高知、福岡、熊本は三箇所）
日程は一箇所につき二日間とすること。

五、日時

1. できるだけ別表第一に予定された日程に準じて決定すること。
右の日程の変更を要する場合は別表第一における同ブロック内部道府縣の
日程を勘案の上決定、そう旨本省あて通知すること。
2. 本省係官は原則として都道府縣一會場に出席するものとし、都道府縣の
希望に二会場以上出席することとすること。

六、議事日程

1. 議事日程は大体別表第二を参考として計画することが望ましいこと。
地方の実情により変更を加えてもよいが、一時に多数の問題を取り上げ
ることなく、少数特定議題につき充分討論するよう計画すること。

| | | |

七、経費

研究大会の開催に要する経費については、会場費の一部を本省において負担する予定であること。

八、参考資料

別表第二により文部省において作成するもの外、都道府県において適当なものを準備すること。

九、備考

本大会の開催は事前に新聞その他、諸種の方法により一般に徹底せしめられたいこと。

兵庫県	自四、二六 至四、二八	自四、三〇 至五、二	自五、四 至五、六					
大阪府				自五、二〇 至五、二六				
和歌山県					自五、一二 至五、一四			
						自五、一六 至五、一八	自五、二〇 至五、二二	

都道府県教育委員会社会教育主管課長殿

文部省発社一四八号
昭和三十四年三月三十一日
文部省社会教育局社会教育課長
寺中作雄

標記の件については別紙の資料を参考として使用することになりましたから、あらかじめご了承ありたい旨、注意事項御参照の上よろしくお取計らいくださるよう。

記

一、各会場において社会教育連合会から都道府県教育委員会社会教育主管課あて直接送付する予定であるから、会期前に無料配布の分は會場に於て配分せられたいこと。

二、左資料は良いのもので都道府縣教育委員会において購入希望の分は千代田区神田一ツ橋教育會館内社会教育連合会に所要部数等至急連絡せられたいこと。

三、フイルム「會議の運營法」及び「教育の仕事」は最近總司令部からフイルムライブラリーに配布されたはずであるが、これらは總司令部民間情報教育部からの注意により本研究大会までは使用をさしひかえられたいこと。

四、右資料の外各都道府縣においても必要に應じ適当なものがあれば準備せられたいこと。

別紙

社會教育研究大會資料表

議題	資料	編者	備考
一、民主政治と非民主政治	民主々義と非民主々義	文部省	(未刊)刊行され次第一会場につき三部あて無料配布する。
	民主々義の手引	文部省	(未刊)刊行され次第一会場につき三部あて無料配布する
二、議事の進め方	議事の進め方	社会教育連合会	一会場につき二十五部あて無料配布する外会場において希望者に販賣される予定
	新日本の建設に小れらは何をなすべきか		會場において販賣される予定
	フイルム「会議の運營法」	CIE提供	会場において販賣される予定
三、社会教育団体の運營を如何にするか	団体の民主化とは民主的団体に於ける企画と運營	CIE	分科会議長用として一會場につき四部あて無料配布する外会場において販賣される予定
	青年団はどうあるべ	文部省	会場において販賣される予定

二、議事の進め方		
議事の進め方	社会教育連合会	
新日本の建設にのぞんでなすべきこと		
フイルム「会議の運営法」	CIE提供	
団体の民主化とCIE		
民主的団体における企画と運営		

三、社会教育団体関係の連絡をいかにするか		
青年団はどうあるべきか	文部省、青少年委員会	
青少年指導の手引	〃	
青少年団体のプログラム	〃	
父母と先生の会	社会教育連合会	
父母と先生の会参考規約とその解説	文部省、父母と先生の会委員会	
父母と先生の会	〃	
父母と先生の会疑義応答集	〃	
父母と先生の会結成法	〃	
父母と先生の会の企画	〃	

会場において販賣される予定
分科会議長団として一會場につき四部あて無料配布する外会場においては無料配布する外会場において販賣される予定
會場において販賣される予定
会場において販賣される予定（未刊）刊行され次第会場において販賣される予定
會場において販賣される予定
分科会議長団として一会場につき四部あて無料配布する外会場においては販賣される予定（未刊）刊行され次第会場において販賣される予定
（未刊）

四、社会教育当面する討論の議題		
父母と先生の会	父母と先生の会委員会	(未刊) 刊行され次第会場において販売される予定
実例集		
フイルム「教師の仕事」	C-E提供	
純潔教育基本要綱	文部省純潔教育委員会	謄写刷のもの一会場につき四部あて配布する。
性教育のあり方	〃	(未刊) 刊行され次第会場において販売される予定

Dr Hartford's lecture on Social Studies

Held at Tennoji 1st Normal School

14 Apr. 1949.

Conn. P (E/J)

In spite of the many handicaps, such as lack of buildings, equipments, good teachers and so on, it seems that education in Japan is progressing very favourably.

Social studies are not important in themselves, they are important as being a means of achieving the final purpose —— a rich and many-sided personality. There are some people who argue that the final purpose of education should be the construction of a ideal society, and some say that the cultivation of a high character – the individual – is more important but according to Dewey, the two extreme poles are just different and angles points of view, and do not "versus" each other. A "free" society has, on one hand the rights and priviledges of the individual, on the other hand the responsibilities and duties of the same. There is no society without the individual, and no individual can be utterly isolated from society. So the basis of social studies and indeed the final purpose of education is a good balanced personality which ~~not~~ fosters itself to the purposes of others, in a society which in turn fosters and stimulates it.

The treatment of social studies depends upon the conditions in each schools. For instance, in a school where the program is based upon a Core-curriculum plan, social studies often occupies the most important place in the center, but even then the fact that they are still just a means, and not "in" in themselves must never be forgotten. In combining the various subjects, the teacher must realize that there is no magic, and to be able to interprete and use his own imagination in planning for this own program.

Another thing not to be overlooked is, the school is a living community and not just a mere place for instruction, and social studies should not be treated as subject matter, but take up problems arising from actual living experiences.

P.T.O

There are three principles in the treatment of social studies. The first is

a.) The curriculum and social studies should recognize a wide range of study.

The understanding, rather than memorization of facts, skills for the purpose of generalizing abilities (Ex. Organizing and evaluation), the cultivation of good habits, attitudes and appreciation, evaluation and enough interest to drive the children to activity — these are some of the essential points of this principle.

b.) The curriculum should provide for a wide and continuous area.

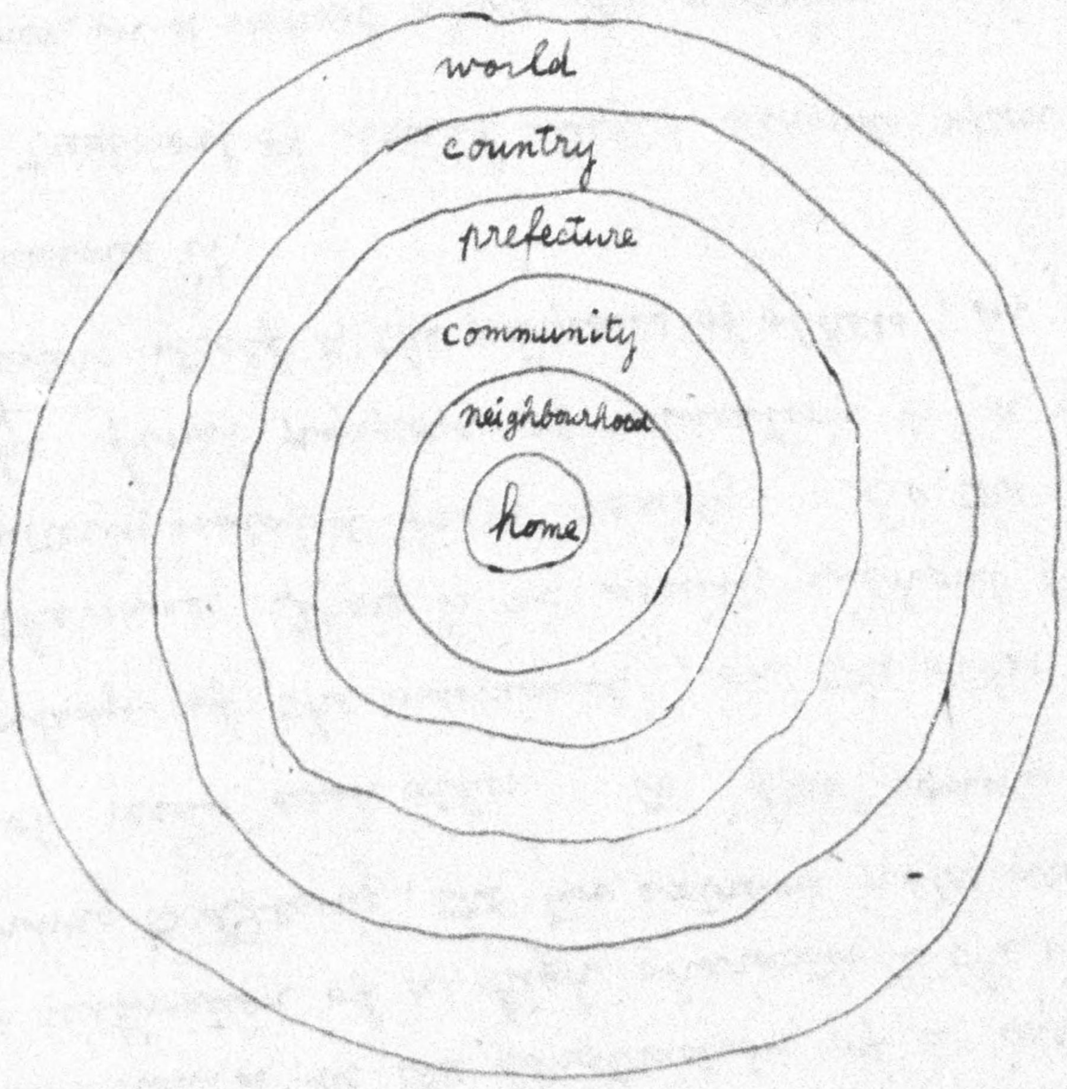

The education of the child begins at home, and the circle becomes larger as the child enters higher schools.

The major areas of society are education, health, recreation, politics, transpotation, religion, art, communication, economics, production and consumption, and it is these which should form the basis of the curriculum.

c) Provision for the most effective presentation of units for different ages.

① At the Primary School level, interest is the motive power of each process, so the curriculum must be planned to suit the child's interest. Young children's interest is transparent and brief, and so the unit will be small, but it does not matter so long as it has good results which draw out their attitudes and appreciation. Their world is limited to the home and school, with gradual progess to the community and prefecture (and so on), and these brief experiences would fill in, and form one big experience (the world and society in which he is living) and give the child a true conception and understanding of his world.

② The unit of adaption --- this is usually used most in the Junior High School, where it is effective as long as there are opportunities for students to get information, such as concerning food, clothing, housing, or their own town, city, gun ----> or various services provided by the government, relations between others organizations etc., thus filling in the bigger areas of living with these units.

③ Subjet matter units --- After of ② has been safely carried out in the two lower schools, such matters as social history, economics etc. can be treated as subjet matters in the Senior High School, but only after the right attitudes have been cultivated first. and stressing the fact that these are only means and not "in" in themselves. In taking up such subjet matters, for example ~~a~~ history, before this time, too much attention was paid to politecal and military history, but from the "living experience" point of view, more importance should be attached to economical and social history as the actual history of the living experiines of our ancestors.

P.T.O.

To choose from a wide field of man's living experiences, and make a liberal treatment of the contents —— this is the ~~basis~~ only true basis of social studies.

Of course, there will be mistakes and failures, but I say "Democracy is the right to make mistakes and to learn through them" so I heartily encourage you to do your best.

C. I. E. OFFICER

Comm FC
Yamamoto (HY)
Suki 21d

A SUPPLEMENT TO THE (ELEMENTARY) COURSE OF STUDY IN THE SOCIAL STUDIES

The following is a brief description of the contents of the above named books distributed by he Ministry of Education to Japanese schools. Since CE officers have at hand, in the CE library, ample materials covering the contents of the book, it is unnecessary to reproduce the book itself.

CHAP I INTRODUCTION

1. Problems at present.
2. The Elementary Curriculum and the Social Studies.
   a. Aims of the Social Studies.
   b. Contents of the social studies.
   c. The sequence of learning in social studies:
      Grade 1: Life in home, school and neighborhood.
      Grade 2: Life in Home, school and neighborhood. (experiences are deepened and widened).
      Grade 3: Comparison of life and community and life long ago.
      Grade 4: History of Japanese culture.
      Grade 5: Life of modern Japan.
      Grade 6: From Japan to other countries.

CHAP II THE BASIS FOR WORK UNITS

Sec. 1. What is a work unit?
Sec. 2. Who shall make a work unit?
Sec 3. Establishment of the basis for a work unit
Sec. 4. Standards and conditions for setting up the basis for a work unit.
Sec. 5. Contents of a basis for a unit of work.
   Grade 1: home, school, friends, healthy living.
   Grade 2: neighborhood life, farmer, shop, postman, people working for the benefit of the community.
   Grade 3: community life (compared with life of long ago). Plants and animals in the life of man (now and long ago), communication and transportation in the community (communication and transportation before civilization).
   Grade 4: The present and past of the community. Traffic and communication in ancient times. Protection and utilization of various resources. Commerce and manufacturing industry of the community.
   Grade 5: Development of food, clothing and shelter and related resources. Communication and transportation of people and goods. Health and recreation. Government (system and constitution for peoples' welfare).
   Grade 6: Industry and motor power. Newspaper and radio. Trade. Nations closely connected with our country. Present group life and the future (problems in the pursuit of group life.

CHAP III FORMATION OF WORK UNIT

Sec. 1. Function of work unit.
Sec. 2. The clue of Constitution.
Sec. 3. The standard of the formation of work unit.

CHAP IV DEVELOPMENT OF WORK UNITS

1. General character of the unit.
   a. Value of the unit.
   b. Introduction of the unit.
   c. Development of the activities.
   d. Supplement.

The remainder of the book is devoted to sample units of work.

1. Life in the Neighborhood (Grade II). This unit is formulated and developed for the children of a town in the country. It is arranged to put into practice in the first semester (23 pages).

2. Transportation of Our Community (Grade 4). (26 pages).

3. The newspaper (Grade 4). (19 pages).

APPENDIX

In the following is given the explanation upon the subjects mentioned at the end of chapter 2 as reference examples of the bases of work units. The contents of each subject shown here are not to be considered as materials to be instructed to pupils, but are items which are to be taken into consideration by individual teachers as they formulate and develop work units upon these bases, or as objectives to keep in mind when considering a child's school life.

Grade 1. The Home. The School. The Friends. Healthy Living.

Grade 2. Neighborhood Life. Farmer. The Shop. The Postman.
People Working for the Benefit of the Community.

Grade 3. Community Life (Village Life or Town Life).
Plants and Animals and the Life of Man.
Communication and Transportation in the Community.

Grade 4. The Present and the Past of the Community.
Traffic and Communication in Ancient Times.
Protection and Use of Natural Resources.
Protection of Resources.
Commerce and Manufacturing Industry of the Community in Older Times.

Grade 5. Development of Food, Clothing and Habitation and Their Resources.
Present Day Traffic, Communication and Transportation.
Health and Recreation.
Government (system and constitution aim at peoples' welfare).

Grade 6. Industry and Motor Power. Newspaper and Radio.
Trade Nations Closely Related with Our Country.
Present Society and Its Future.

CCD Pc
Jeki-E,J
ii

RESEARCH-MEETING FOR SOCIAL STUDIES IN JUNIOR HIGH SCHOOL

SPONSORED BY

THE OSAKA PREFECTURAL AND MUNICIPAL AUTHORITIES

AND THE ASSOCIATION OF OSAKA PRIVATE SCHOOLS

SUPPORTED BY

G.H.Q. & O.M.G.T.

WED 13 APRIL 1949

SCHEDULE

10.00----------11.30 DEMONSTRATION TEACHING OF SOCIAL STUDIES

11.30----------12.00 MOTION PICTURE(OFFERED BY OMGT)

12.00----------13.00 ENTERTAINMENTS

13.00----------14.30 LECTURE BY Mr.Hart Ford

14.30----------16.00 QUESTIONS AND ANSWERS

Junior High School

attached to

The Osaka Second Normal School

C O N T E N T S

1. Guide to Visitors

2. Curriculum of Social Studies in our school

i) Question of Core-curriculum and how we settled it.

ii) Making of core-curriculum.

iii) Connection with subsidiary subjects.

I. Guide to visitors:

1) Pupils: 2nd Year Grade

2) Teacher: Mr. Kozo Tanaka

3) Teaching Materials: How are our foodstuffs produced?

4) Allocation of teaching hours: 7 weeks.....28 hours.

5) Present stage of teaching: Publication of pupils' researches

6) Contents of today's teaching:

a) How are our foodstuffs produced ? (dramatized)

b) How is the agruculture of Ikeda City carried on ?
And what problems are there about it ? (dialogue)

c) What methods have we for our self-sufficiency ?
(publication by goup-representative)

d) What are the characteristics of Japanese agriculture ?
(publication by group-representative)

e) How is the agriculture of Ikeda different from that of the rest of this country ?

f) Discussion about agrucultural problems in general.

II. Curriculum of Social Studies in our school

1) Question of Core-curriculum and how we settled it:

Two years ago, when we first began awkardly to teach Social Studies, we were quite in a bewilderment to know the character of this newly introduced subjects. But since then, many enlightening reference-books have appeared both in Japanese and English and through these books, we have gradually been enabled to grasp the outline of the subject. Now we believe we have understood quite well what Social Studies is. But the teaching of it is still quite another problem. Really the subject is one of the hardest to teach. In order not to dissociate it from the pupils' life and society in which they live, we , teachers, can not pay too much attentions. And the question how to handle it

(continued)

has constantly been troubling us.

In the meantime, however, Unit system came to be adopted in other subjects. The teaching of all other subjects, ---mathematics, Japanese language, Science and etc.---began to be conducted in such a way that it came into closer touch with pupils' life in selecting the teaching materials. And the result was that every subject got more and more characterized with social studies instead of remaining to be mere mathematics, Japanese language, Science and etc..This gave us food for thought. We again read more books written about Curriculum and had frequent discussions about it. And the conclusion we reached at last was that we had better get the teaching materials of all subjects from Social Studies.

And this is how the ides of Core-curriculum was born to us. (Our plan of Core-curriculum is printed on page 3) Thus, the Core-curriculum is now this year's plan of teaching in our school. As to the teaching of vocational study, Art, Music, Japanese history and English, however, we are still in doubt how to apply the plan. We, nevertheless, do not want to bring forcibly these subjects into relation with the Core-curriculum in a hurry. Born naturally, our plan may not be through-going , leaving much to be desired. But we are fully resolved to do our best to develop it further. We shall surely act to our resolution to the finish, putting Social Studies in the center of our curriculum. It is true that they have been variations, both temporal and personal in regard to the idea of Core-curriculum. But we believe that social studies is a subject most suitable to be the core of all other subjects.

2) Making of Core-curriculum

At the start, we made a frame-work of curriculum based on the "Guide-book for the teaching of Social Studies" and then

(continued)

fill it up with materials taken from the actual living conditions of our daily life in the community in which we live. And in doing so, we reorganized into 14 Units the 18 Units of the "Guide-book for the teaching of Social Studies" and named them anew.

3) Units of Social Studies as Core

1st year grade

April----- May: Junior High School

June------ July : Our daily life

September---October: Utilization of nature.

Novembdr-----December: Our foodstuff.

January------March : Outlying cities of Osaka

2nd year grade

Apr-----May : Imported materials.

Jun-----Jul : Utilization of natural resources.

Sep-----Oct : Development of modern industries.

Nov-----Dec : Security of life and property.

Jan----- Mar : Natural disters .

3rd year grade

Apr-----May : Development of traffic and communications.

Jun-----Jul : Rationalization of consumption in our life.

Sep-----Nov : Politics.

Dec-----Mar : Establishment of new society.

III. Connection with subsidiary subjects

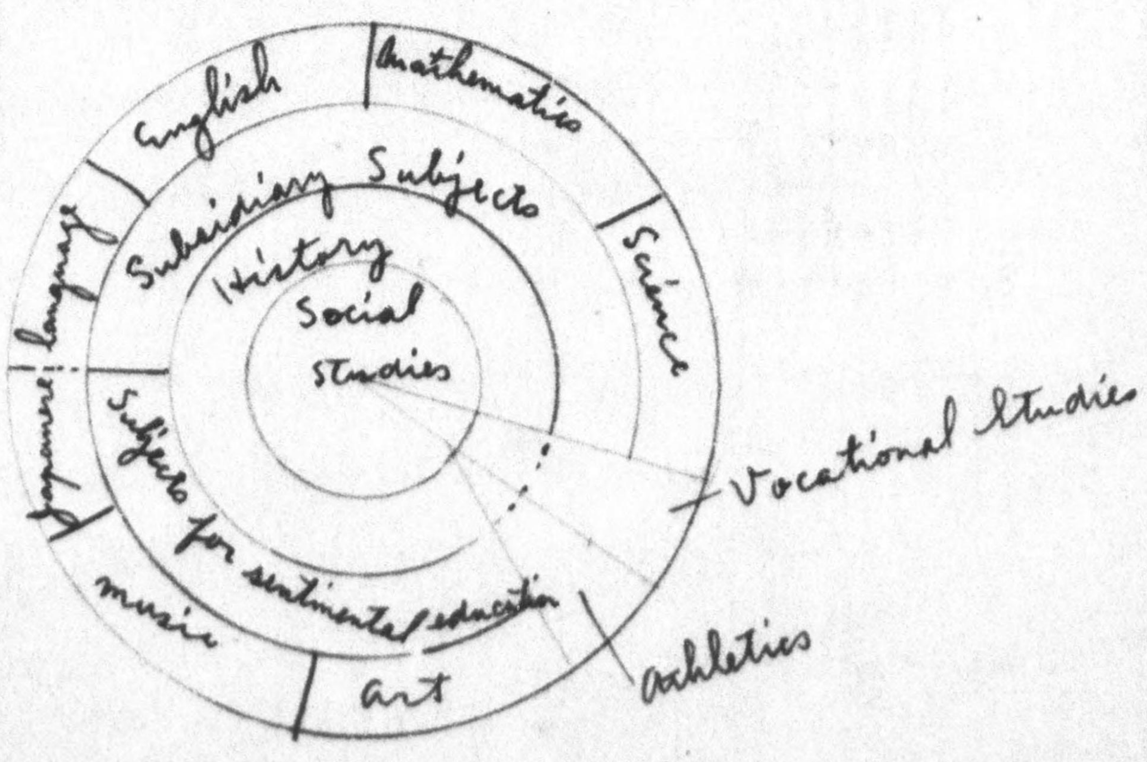

2) One of the examples of our plan.

Units of Social Studies

1) How are our foodstuffs produced ?

a. How are our foodstuffs supplied ?

b. How is the agriculture of Ikeda carried on , and what problems have we about it ?

c. What means are we taking for our self-sufficiency ?

d. What characterics has our agriculture ?

e. How is the agriculture of Ikeda different from that of the rest of the country ?

f. Discussion about agriculture problems.

Objectives of Science

a. Various kinds of food.

b. Important ingredients of food.

c. Nutrition.

How much calories have we to take a day ?

Over-eating and insufficiency in eating.

What is the best food ?

Objectives of Mathematics

a. Calculation and diagrammatization of output, consumption and shortage of foodstuffs in our country.

b. Calculations of the ratio of ingredients.

c. How to show the quantity of foods.

d. Calculations of expenses for food.

Objectives of Japanese language

a. How to read newspaper ?

Collection of newspaper articles concerning foodstuffs.

Diagrammatization of newpaper articles concdrning foodstuffs.

Classfici

(continued)

Classification thereof.

b. Dramatization of how our food is distributed.

c. Inspection of agricultural esperimental station.

Direction as to what and how to ask pertinent questions.

Direction how to take notes of what are told.

The authority of those who teach is often an obsticelle for those who wish to learn. File: Special Report.

THE BACKGROUND AND DERIVATION OF ACCEPTABLE PRINCIPLES OF SUPERVISION

Certain individuals claim that there is little or no agreement on the meaning and principles of democracy. On the contrary, there is very great agreement among those who understand.

The average citizen thinks of democracy in terms of political organizations and procedures and rarely in any other way. This causes much of the confusion in current thought. Democracy did develop in the political field for reasons which are significant. Democracy and its political forms emerged as a defense against the constant violation of the rights of the common man by those in positions of power; in opposition to the doctrines of a class society, the divine right of kings. Catch phrases grew up, "all men are equal," "one man is as good as another," Participation in one's own government through direct voting as in pure democracy or through elected representatives is the essence of political democracy.

Democracy actually is much broader, applying to the economic and social orders as well. We are engaged at the moment in a struggle to achieve an industrial and economic democracy parallel with the political. The principles of democracy apply to all of life.

Political democracy guarantees to men the right to participate in their government, the right to a hearing before the law, the right to trial by their own neighbors, the right of access to those things which will enable each to develop his own unique personality and to live a decent life. All men are equal in these and similar things.

The political idea that all men are equal has been carried over by superficial thinkers, demagogues, and by the ~~naive~~ populace itself and has been applied to any and all fields. The originators of the political doctrines of equality never intended this; a few even warned against it in the very beginning. Serious difficulties immediately arise. First, the incontrovertible facts of biology come into sharp collision with any such foolishness. Men are not equal in natural endowment of brains, in physical strength, in health, or in any innate characteristic. Second, training, opportunity, and the general effects of different environments still further increase and exaggerate the natural and inescapable inequalities among men. Men are enormously unequal in knowledge, in insight, in appreciation, in honesty, in ambition, in resourcefulness, in motor skills, and in ten thousand other items. Abilities, contributions, and rewards will differ mightily between individuals. Men are guaranteed equality as citizens before the law. Legislative enactment cannot make them equal in any other way. It is nonsense to say that they are equal or to attempt to treat them as equal in the home, in the market place, or in the kindergarten.

Democracy emphasizes the worth of persons. The clash between equality borrowed from the political field and flatly contradictory facts in other fields produced a new concept of inestimable worth. The ~~basic principles of several religions, where they are not obscured by formulas and rituals,~~ we have heard contributed. The concept was not of the equality of men but of the worth of men. The individual soul is of supreme value to God; the individual man,

of supreme value to a decent society. Men are not equal in ideas or abilities. Men are not equal in their contributions to the common life, but they are equal in that each may contribute. Men are not equal in the worth of their contributions, but are equal in their right to the respect of the other contributors. Each individual is to contribute to the group life and to be respected for that contribution, however simple and humble. The concept of the worth of individual human beings, of respect for personality, and of development in creative ability is a principle of supreme importance everywhere in life.

The political rights within democracy are guaranteed legally. The obligations and responsibilities which balance these rights cannot be demanded or required by law. ~~Obligations and responsibilities must be freely assumed by free citizens. The increasing democratic participation in economic and social affairs must be balanced by self-assumed obligation to contribute one's share in making this participation work.~~

The weakest link in the democratic chain lies just here. Rights are accepted as a matter of course, are enjoyed, are demanded. We have not seen nor been properly educated to assume the inescapable obligations which the rights entail.

Adults are the victims of their training and experience. Democracy will not work without the development of the democratic conscience; a firm belief in the principles of democracy, a sincere and persistent attitude of desiring to conduct oneself democratically, and an unshakable faith in the ability of human beings to achieve the difficult levels of democratic life. Democracy will be successful to the degree in which individuals gladly assume responsibility and fulfil obligations.

The individual who accepts respect for his individuality is under obligation to develop a personality worthy of respect. A society which wishes to be democratic must afford opportunity for such development. One who accepts the right to contribute to group discussion is under obligation to have something worth contributing.

Fundamental Rights

To originate ideas regarding any question or problem having to do with individual or group welfare.

To pass judgment upon the ideas expressed by others, more especially those pertaining to group welfare.

To initiate reforms, to "start something" which is believed to be for the benefit of the larger group rather than of a limited few.

To propose or to promote sincerely and intelligently activities which are initiated by others until these have been finally accepted or rejected by the group.

Fundamental Obligations

To be competent to originate worthwhile ideas, those that should command the attention of serious-minded members of the group.

To be competent to criticize constructively rather than merely destructively, to get down to fundamental principles.

To think things entirely through; to anticipate fully the consequences of initiating and promoting any movement; and to be prepared to accept gracefully the consequences of his action.

To work vigorously to get one's ideas accepted. To cooperate fully in carrying out the expressed will of the majority.

A democratic society, be it a nation or a school system, is a way of life which has for its aim the continuous improvement of the life of the group; ~~the continuous discovery of higher values, improved institutions, the continuously emerging and improving "good life."~~ Democracy is not a fixed set of values and institutions to be perpetuated through indoctrination; it is evolutionary and flexible. (Social conformity)

Democratic authority is derived from the situation, not from power under the law. The problem of authority and its exercise has puzzled many students of democracy. One group uses the slogans "This is a free country," "I can do as I please," "No one can tell me what to do." These slogans imply complete freedom from any restraint. Another group asks how anything is to be accomplished unless someone in authority directs and commands. How are incoherence and anarchy to be avoided unless authority is vested in some one and firmly operated? This implies authority in the traditional and legal sense, external authority applied by one group to another which had no part in setting up the authority.

Democratic thinking holds that the alternatives are not those of no authority versus external authority exercised without the consent of the governed. Democratic authority is derived from the given situation under study. What does this mean? A problem of policy or of procedure, let us say, has arisen and is being studied by a group of educational workers. Free discussion brings out that certain things should and could be done; they are demanded and made possible by known facts, by availablity of local personnel and services. Authority resides in the situation, in educational science and philosophy, and in local resources. Recognized and accepted by the group, this authority permeates the group. What does this mean? The group has determined what should be done and how to do it. Various individuals will volunteer their expert services or will answer a call to serve. The group knows what to do and who is to do it. The group has authority derived from its cooperative study of the needs and possibilities. Within the plans carefully organized by the group in open meeting everyone exercises authority. The authority is that of the group over itself and guaranteed by their study of the given situation. In place of "obedience to authority," we now have the voluntary and conscientious execution of one's own part in the common plan. This mutual recognition of responsibility is one of the obligations of democracy previously mentioned.

Democracy substitutes leadership for authority. Will cooperative group determination of policies and procedures "destroy" the "authority" of the superintendent, of the principal, even of the school board? This is an important question. Legally, authority is vested in certain boards and executive officers. This situation is likely to continue, at least on the books, for some time to come.

The superintendent may, however, be regarded as a professional leader and not as an executive; as one who exercises leadership through providing conditions for full participation and cooperation for the entire staff, for leadership on the part of others, and not as one who determines policies and issues orders to be carried out by others.

A community through its school board must have a trained, capable professional officer who can be depended upon to see that the school system is operated effectively. Citizens, teachers, and other educational workers need to have one person to whom they can go for certain types of advice and help. A designated head is necessary also to take action in cases of emergency and immediate need. Democratic thinking holds, however, that all this can be provided without relying upon "authority" in this person but through relying upon his skilled professional leadership. Leadership which provides for free group formulation of policies and programs of action will achieve desirable ends far better than authority ever can. Statemnts made only three paragraphs above will bear repetition. A group so led thoroughly understands the demands of the situation and the action to be taken. All have been heard, all have had opportunity to present views, all have entered their objections, if any. Discussion has been free; minorities have been heard; conflicting views have been heard; and differences have been ironed out. The decision then reached by majority vote represents unity, freely achieved. It is the best thought of the group up to that moment. Discussion can be reopened by anyone as obstacles are met or new data appear. The policy and its implementation have been determined in such a way that every participant had a chance to help form them.

The superintendent who exercises leadership will further the ends of education far more effectively than through the use of authority. A democratic educational system will further the ends of a democratic society far better than an authoritarian system. School administration in early days borrowed much from industry and business, both principle and practice, even though the ends to be served were quite different. Today it is interesting to note that business and industry, which so prided themselves on efficiency of organization and administration resting upon external authority, are increasingly using the methods of democracy in management.

When all are imbued with democratic ideals, the imposition of the will of one person upon another is not an issue. It is only sensible to recognize, however, that not all will rise to the opportunity to participate cooperatively. Persons who are lazy, who are secure in their positions, who are obstinate either through honest ignorance or through mental inability to keep up with the group will remain inert or will actively oppose and

sabotage cooperative programs. The uncooperative individual, no matter what the cause, is a challenge to democratic principles and methods. Each is entitled to honest consideration, to diagnosis, to sympathetic guidance and assistance. Opportunities for growth are to be extended here as with the cooperative persons. Democratic means are winning uncounted victories and bringing to participation, even to important creative contribution, many who were uncooperative. It would be silly sentimentalism, however, to deny the exercise of legalistic authority for the removal of these persons when all else has been fairly tried and has failed.

Authority then, with the exception just noted which should occur so rarely as to be almost negligible, should give way to responsibility for leadership. Chief responsibility rests upon the designated leader but this responsibility is shared by each and every member of the staff.

Democracy utilizes experts. The emphasis upon group discussion, upon the free contribution by any and all individuals, has given rise to a serious misconception. Certain old cliches of the man in the street exemplify this. "One opinion is as good as another." "Every man is as good as another." Nothing could be further from the truth. Democratic discussion does not consist in the enthusiastic interchange of uninformed opinion. A group cannot chat itself to truth. An individual most certainly does not have a right to an opinion when competent, valid, and sufficient facts are available. Individuals have always the right to question the facts, to examine the methods and controls under which the facts were derived, to suggest further investigation or experiment; but to hold opinions in defiance of all the facts we have is quite infantile. The individual with the right to contribute, as stated earlier, has also the obligation to know the facts available, to know the canons of logical discourse, and to desire to proceed in accord with these controls.

Democratic discussion in which all may participate has a place for the expert. This is especially true when dealing with genuinely technical phases of education. Common sense, so valuable and sound when dealing with the non-technical, often repeated, everyday concerns of human activity is practically always wrong when it opposes strictly technical conclusions. Experts in all aspects of educational procedure will participate through supplying data and tested conclusions; sometimes through aiding in further experimental or logical investigation.

The differences in the use of experts in democratic and non-democratic situations are significant. The expert participating in democratic discussion is (1) just one member of the group on a footing with the others, (2) whose contribution, no matter how expert, is not imposed on the group by authority, nor uncritically accepted by the group. The expert, (3) accepts responsibility for making his contribution clear to non-technically trained colloeagues, of reducing it to practical implications for various members of the group, of cheerfully supplying the background of experimental analysis which supports the conclusions. The contributions of the expert are (4) subject to revision, not through uncontrolled argument, but through further experimental work or critical logical analysis.

Democracy emphasizes experimentalism. Group decisions are for the purpose of directing action. The results in experience with the try-out of group decisions will influence later and continuing deliberations. There will be continuous experimental interaction between decisions and try-outs. The democratic spirit and the scientific attitude are at one in their emphasis upon experimentalism.

Guidance for supervision from the democratic philosophy. Democracy has, first, made untenable the older relationships between the leader and the led. Imposition and direction as techniques have been discredited. Second, it is recognized that leadership and creativity appear upon all levels and among all types of persons. Third, cooperative techniques replace those of central determination and direction. Policies, plans, techniques, and the evaluation of these items are group-determined. All types of persons are invited to contribute to the formulation of plans and decisions which affect them: pupils, parents, community leaders and organizations, teachers, general and specialized educational workers, administrators and so forth. All persons from superintendent to humblest cadet teacher are regarded as co-workers on a common task. Each has a contribution worthy of respect, even though differing greatly in weight or importance. Fourth, authority is derived from analysis of the needs and possibilities of a situation.

Democracy anywhere is participatory group life enjoyed by free individuals possessing maximum opportunities for participation. This sounds silly and utopian when we consider the long tradition of absolute authority in the management of school affairs, the flagrant misuse of authority by many leaders. Educational workers on some levels are still looked upon as hired hands. Boards and superintendents often speak of "my" school or "our" school system. Democracy will not be achieved without many years of arduous effort and courage in leadership; without extended education in the nature of democracy itself--but it can be done. The proof is that along with autocracy in school administration in many places, there exists in other places excellent illustration of thoroughly democratic participation by all in forming policies, in setting up supervisory programs, in organizing for curriculum construction, and in many other activities.

民主主義教育の理論と実際

ポーリン・ヤイティ著

Theory & Fact of
Democratic Educ.

日米教育図書研究會編

民主主義教育の理論と実際

— 特に社会科について —

ポーリン・ヤイディ著

日米教育図書研究会編

連合軍最高司令部民間情報教育局教育部小学校教育課長

ポーリン・ヤイディ先生近影

ポーリン・ヤイディ女史略歴
Mrs. PAULINE JEIDY

ミズリー州に生れ，アイオア州大学卒業，小学校教員として各学年教授の経歴を有し，八箇年間教師顧問，五箇年間オレゴン師範大学に於いて教育学教授を勤務，

二箇年間カリフォルニヤ州バークレー大学に於いて小学校教員養成科を指導，

南カリフォルニヤのヴェンティュラに於いて教科課程の指導者たり，

1948年3月，小学校教育係官として日本に來朝し，現在，連合軍最高司令部民間情報教育局教育部小学校教育課長の重任にあり，札幌より宮崎に至るまで日本國中を周歴し，小学校教育の指導に当っている。

まえがき

本書は連合軍最高司令部民間情報教育局教育部小学校教育課長ポーリン・ヤイディ先生が，民主主義教育の原理と実際，就中社会科に就いてその長年の蘊蓄を傾け，これを簡明に講ぜられたもので，特に本会のために稿を寄せられたもの。先生が斯界の権威者であることは茲に言を弄するの必要はあるまい。附錄に收めた諸篇は，アメリカ國立幼稚園協会ホーム・エデュケイション及アメリカ教育新聞社マイ・ウィークリー・リーダーの特別提供によるもので，ヤイディ先生の所論の理解と，実践の上に，又教育改革の線にそうて続出する諸問題解決のために，若干でも御参考になれば幸である。

終りに臨み，貴重な玉稿の公刊を快諾せられた著者ポーリン・ヤイディ先生，ならびに清新にして有益な資料を提供せられた，アメリカ國立幼稚園協会及アメリカ教育新聞社に深甚の謝意を表する。

昭和23年12月1日

編　者　識

目　　次

Ⅰ. 民主主義教育の原理……7
1. 民主主義と学校……7
2. 児童と社会……8
3. 学習活動の目標……13
Ⅱ. 社会科に於ける問題解決学習……15
1. 問題解決学習の意義……15
2. 問題解決学習指導の方法……16
3. 問題解決学習の実例……19
Ⅲ. 社会科教育の目標……22
1. 学習上の基礎條件……22
2. 社会科に於ける生活指導……24
3. 社会科に於ける児童の興味と欲求……28
Ⅲ. 社会科に於ける劇遊び……30
1. 劇遊びの意義……30
2. 劇遊び指導の方法—低学年の場合……31
3. 劇遊び指導の方法—中・高学年の場合……34
4. 劇遊びによる学習効果……36

附　　錄

児　童　の　生　活……39

児　童　の　興　味……43
学　習　班　の　編　成……51
教　室　環　境　の　整　備……55
読　　書　　指　　導……60
教科課程（カリキュラム）……63
教　科　書（テキストブック）……71
教　育　委　員　会……75
P.　　T.　　A……79

第一章　民主主義教育の原理

1. 民主主義と学校

学校が兒童に民主々義の社会に処して行く原理を教えようとするならば，彼等の学校生活をその原理で支配されるようにすることが大切である。若し今，我々が民主々義原理を列挙し，この点に関して学校で何がなされているかを吟味して見れば，その学校が兒童に自由な市民社会の中で生活して行く準備をしてやっているかどうか判断することが出來る。民主々義の原理としては次のようなものが挙げられる。

(1)　我々は自治の能力をもっている。

(2)　自由は，社会を支配している法則を知り，かつ之を守ることから起る。

(3)　個人は悉く價値を有し，且つ尊敬される権利を有する。

(4)　團体の中で生活すれば，種々の利益がある。

(5)　團体生活から利益を得る代りには，團体に対する義務を果さねばならぬ。

(6)　すべての個人には平等の機会を享受する権利がある。

以上の原理を学校活動に照らして考えて見よう。

2. 児童と社会

我々は自治の能力をもっている。

此の原理から，教師は児童を信頼しなければならぬことになるが，同時に教師は児童心理及び児童指導法を周到に研究し，如何なる程度に，又如何なることについて，児童を信頼する事が出來るかを知悉しなければならぬ。児童は時として，行いに於いても考えに於いても，過誤を犯すことがある。此のような過誤なり，誤った考えなりに氣が付き，それを矯正することによって始めて，児童は如何に行うべきかを学び，一層高い見地に立って考えることを習得するのである。自分達の活動の良し悪しを吟味することによって，誤りが討議され，その誤りに陥らないような行爲の法則が求められるのである。誤った考えを直すには読書と経験とによる。どの程度まで児童を信頼し得るかは，児童の年令と大いに関係がある。一年生の注意の継続時間は極く短いから，長時間の自習は望めない——まず20分以上はだめである。教師は時によっては，藝能学科等で3箇のグループの各々に20分ずつ付いていると云う計画でおりながら，実際には或るグループの活動が非常に面白いために，そこで1時間の内半時間を費やすと云うようなことがある。こうなると他

のグループは好きなようにすることになるから，大抵の場合，管理の問題が起って來るのである。若しもどのグループも同じ時間だけ教師の指導を受け，しかもその時間は各グループ共約20分間になるように計画されていたら，管理の問題は全然除かれないにしても，程度に於て軽減されることであろう。六年生の兒童は，精神的にもっと成長しているから，一年生より長時間の自習に堪えうる。故に六年生の教師は，準備に１時間の内40分を要するような課題を出しても，若しその課題が兒童の興味を惹くものであるか，その必要が兒童にも理会出來るものであるならば，それで一向差支えない。

自由は，社会を支配している法則を知り，且つこれを守ることから起る。

兒童に自分達で自分達の規則を作る機会が與えられるならば，彼等はその規則を一層よく尊重する。尤も兒童が一人残らず終始一貫此の規律を遵守すると云う意味ではない。恐らく一部のものはかかる規則の必要を認めなかったにも拘らず，過半数の力で規則が出來たのであろう。かかる一部の少数者は多分その規則に從う責任を感じないことであろう。こう云う少数者は此の規則に反対であるから，一時，自分の好むところを行う自由を失うことになるかも知れない。然しながら民主主義に於いて

各人が理会しなければならぬことは，各個人に権利があるけれども，その自分の権利は他人の権利と抵触してはならぬと云うことである。自由とは自分がしたいと思うことをすることではないと云うことを理会するように児童を導かねばならない。自由は一般の福祉と云う枠の中に於いてのみ認められるのである。従って自分の自由が他人の権利に抵触する場合には，その自由はひっ込められなければならない。学校では，材料を分けたり，多くの人の学習條件を定めたり，朗読の順番を決めたり，礼儀の初歩を習ったり，此の原理に基いて行う機会が多いのである。

個人は悉く價値を有し，且つ尊敬される権利を有する。

これは，各個人は他からの尊敬を受けるのみならず，自敬する値打があると云う意味である。社会科では，教師は各児童が完成しうる，しかも立派にやってのけることの出來る仕事を與える恰好の機会をもっている。児童の貢献が悉くそのクラスの全体的計画にうまく適合して全体の計画を進める上に役立つように注意してやることが，教師の責任である。児童がお互いに尊敬し合うようになるのは，大部分教師の児童に対する態度によると言ってよい。若し教師が，或る児童の貢献が貧弱であることを，言葉や顔付きで知らせるならば，子供は皆，その

兒童の仕事に対して同様の態度を執るであろう。こんな態度が正当とされるのは，その仕事が拙く，その兒童の最大能力を表わしていない時のことである。割当てられた仕事が兒童の能力の限度内にあるように注意してやるのは教師の責任である。教師の賞讃は必ずしも言葉による讃辞である必要はない，兒童の仕事が役に立つものであることを暗示するだけで充分である。彼の図画が壁に掛けられ，彼の正しい解答が後になって引用され，又は取扱い方が何となく敬意にみちたものであるならば，その子供の満足は，明らさまに賞められた場合と同様に大きなものであろう。

團体の中で生活すれば，種々の利益がある。又，團体生活から利益を得る代りには，團体に対する義務を盡さねばならぬ。

一緒に勉強したり，遊んだりすることの利益を知るのは，子供にとってやさしいことである。大抵の兒童は，若し学校の学習活動がむずかし過ぎず，又彼等の興味を失わぬものであるならば，家庭で勉強するよりも学校の勉強の方を好む。しかし，他人と仲間になることは好きだけれども，自分が大将になり，他のものが云いなりになって異れなければいけないと言う子供もいる。これは特に，家庭などで甘やかされて來た，年下の子供に見ら

れることである。社会科では，児童はクラス全体の企図を進行させるような仕事を，何かするように導かれねばならぬ。そうすれば，自分の貢献が必要とせられ認められるのであるから，集團の中に生きるのを悦ぶ氣風を学ぶことが出來る。子供はこう云う態度を，同輩との相互影響のみならず，学習する教科内容からも習得するのである。商店に見学に行くならば，便利な供給源をもつことは，町の人にとって利益であるが，町の人は此の便益の代償として，商店主に金を拂わねばならぬと云うことを知るように導くのである。顧客からお金を得るのは商店主にとって利益であるが，此の利益の代償として彼は優良な商品を供給する義務がある。 高学年では此の原理をもっと廣範囲の規模に於いて理会させることが出來る。個人が政府から享ける恩惠が如何なるものか理会したら，今度は此の恩惠に対して我々は投票の責任，その他市民としての義務を果す責任をもつことを感じさせるべきである。

すべての個人には平等の機会を享受する権利がある。

これは成功の機会と解せらるべきである。それ故，教師は生徒の間の能力の差異を知って，課題の割当について適当な加減をしなければならない。此処では能力に従って組分けをすることを云っているのである。能力によ

って組分けをすることは，能力の低い子供に屈辱の感を與える恐れがあるから，好ましくないと云う教師がある。然し心理学者の云うところに依れば，自分より良く出來る生徒と絶えず競争しなければならぬこと，自分が理会も出來なければ，仕上げることも出來ない課題を命ぜられることから來る，無能又は屈辱の感じの方が，自分と同じ能力の生徒と一緒に程度の低いグループに入れられた劣等感よりは大きいと云うことである。

3. 学習活動の目標

教授法，兒童の管理，教える教科内容，それが何であろうと学校生活のあらゆるものは，以上6個の原理について評價されるのである。例えば，子供は漫画の内容には随分興味をもつものであるから，こう云う漫画本の中の内容を劇化したら良くはないだろうかと尋ねる教師が時々ある。かかる本の内容を今迄のべた原理によって評價して見れば，その内容が大部分價値のないものであることが分るであろう。漫画本に出る人物は，常に自治の能力をもっていない。そう云う人物は社会的規則に服しないから，眞の自由を享受していない。個人同志の尊敬が常に明らかでなく，そんな人物はきまって，自分の属している社会的團体に対する責任を果していないのである。

修学旅行は，兒童が旅行中の規則を自分達で作るならば，恐らく價値あるものになろう。その旅行の成功不成功は，兒童が自分で作った規則を如何に良く守ったかによってきまるのである。その規則の中には，商店，停車場，其の他何処でも彼等が至る処で，会う人々に礼儀正しく振舞うと云うことなどが含まれているのである。兒童はかくして團体生活には組織が要ること，團体の中にあって各個人の占める位置は非常に重要であること，各個人がその責任を果してはじめて社会的團体全体の成功が見られると云うことなどを，直接に学ぶのである。

第二章　社会科に於ける問題解決学習

1.　問題解決学習の意義

問題解決と云うことは，社会科の中で最も重要な学習法である。それは一生を通じての問題処理の方法を教えるからである。恐らく，社会科に於いて児童が問題とする程度のものの中には，大人にとってはさして重要でないように見えるものもあるが，そうしたものも子供にとっては大きな意味をもっているのである。問題の重要性は如何でもあれ，それの解決方法と云う点では，同じように重要なのである。問題解決の方法を，各自の問題に自力で適用する練習を沢山積むことが，生徒にとって必要なのであるから，此の方法は既に第一学年で教え，全学年を通じて用いられねばならぬ。問題解決の方法は単に教科内容について知識を得る方法であるのみでなく，一個の生活方法である。即ちそれは (1) 敗北主義を除かないまでも，少くともそれを弱める。(2) たとえその時は解決の道が見えなくとも，問題と取っ組む氣風を奨励する。(3) 問題解決について必要な知識を沢山集めることを教える。(4) 問題を仕遂げる体系的な，纏まった手段を教える。(5) 感情と自己憐憫なしに，客観的に問題

を考察する計画について教えるところがある。以上のような理由からして，問題解決法は恐らく我々が子供に與え得る，最も重要にして價値ある技術の一つであろう。

問題解決学習は次のように分けることが出來る。

2. 問題解決学習指導の方法

(1) 問題の提示

(2) 問題の確定

(3) 問題解決の方法として考えられるものを列挙すること

(4) 用いる方法を選択すること

(5) 立てられた計画に従って知識を蒐集すること

(6) 集めた全知識を，クラスの全員が利用出來るように知識の交換をすること

(7) 特に此の場合用いられる知識を選び出すこと

(8) 知識を用いやすいように纏め上げること

(9) その知識を問題に適用すること

さて，問題解決の技術を要するような問題とは如何なるものか，その技術は各学年に於いて如何に用いられるかについて考察して見よう。第一学年の子供が彼等の町について勉強しているとしよう。彼等の学習は，汽車は如何にして動かされ，どんなに町の人の生活に貢献しているかを知る必要があると云う処まで來た。彼等は又，

汽車を動かす人々の責任についても知る必要が生じた。

彼等は鉄道駅の活動を劇化しようと試みる。鉄道員についての知識がないために，間違いをやる。乗る人の準備が出來ていないのに汽車が出たり，誰かが忘れ物を取りに家に帰っている間中待っていたりする。他のものは待たされると云うので不平を云う。彼等は運轉手を非難する。出來具合を評價する時，教師の助け舟で，汽車を時刻表の通りに発着させるのは車掌の責任であると言う結論に到達する。ところが，誰も車掌の役はどうやったらよいか知らない。此処に解決すべき問題があるのである。教師は黒板に，「車掌は何をするか。」と書く。子供に取っても大人に取っても，最も面白くないことは，既に知っていることの勉强を命ぜられることである。そこで，此処で問題が限定されるのである。即ち子供は彼等が車掌について既に知っていることを数え上げるのである。教師は問題の下に，これらの事柄を竝記する。各箇條はこんなになるかも知れない。

「彼は切符を集める。」

「彼はお客の問いに答える。」

「彼は何時降りたらよいかを云う。」

「彼は発車の時を運轉手に知らせる。」

この数箇條の中には正しいものもあろう。半分だけ正

しいものもあり，全く間違っているものもあろう。教師は問題の解決はまだすんでいないと云うことを，兒童に分らせるよう指導する。さて兒童と教師とで必要な知識を何処で，どんなにして得たらよいかを決定する。次の暗示が與えられる。

(1) 鉄道駅に見学に行く
(2) 汽車旅行をする
(3) 車掌さんを学校に招いて，質問に答えて貰う
(4) 絵本を見る
(5) 本を読むか又は先生に読んで貰う
(6) 映画を見る

兒童と教師と一緒で右のような活動の中，実行出來るものをみなやって見る。鉄道駅が歩いて行ける距離にあるならば，駅に行って見学したり質問したりするであろう。短い汽車旅行をするのが便利ならば，教室全体のもうのがそうするであろう。若しも車掌が近くに住んでいるか，兒童の父の中に車掌がいるならば，そう云う人を学校に招待して，子供に話をして貰うか，質問に答えて貰うかしたらよい。子供は彼等の手で見付けただけの絵本を検べて見るだろう。彼等の読書力の範囲内のもので問題に関係のある本は，片端から読んで見るであろう。彼等の読書力を越える本の中に良い材料が見付かったら，

教師にそれを音読して貰うだろう。若しも必要な知識を得るのに役に立つ映画を発見することが出來るならば，それを子供に見せよう。

知識を集めたら，めいめいが学んだことを悉く出し合い討論を行う。先きに與えられた解答と突き合わせて見よう。彼等は先きの解答のうち，或るものは正しかったと判定するかも知れない。或るものはもっと正確にするために訂正する必要があるかも知れない。或るものは，全然間違っているために取消す必要があるかも知れない。それから他の箇條を付け加えて，言葉の説明ではこれ以上は望めないと云う程度にまで，車掌の仕事を明瞭にしよう。兒童は此の各箇條のリスト中から，劇化をより正確にするために是非使用せねばならぬ数條を選び出すのである。

3. 問題解決学習の実例

問題解決の手順は各学年を通じて同じであるが，問題が段々複雑になって來るから，解決の方法も学年によって違ってくる。第二学年にふさわしい問題は「農夫は自分が作った米をどうするか」であるかも知れない。第三学年は「有史以前の人類は何を食べていたか」を知りたがるかも知れない。第四学年の問題は「日本で汽車が最初に用いられたのは，何時のことで，何故であり，又如

何にしてであるか」であり，第五学年の問題とするところは「我が國から絹を送る代りに，外國から何を得るか」であるかも知れない。

筆者は余り久しくない以前に，日本の小学校で第六学年の問題解決学習の一斑を見る機会を得た，子供達は自分達の郷土（コンミユニテイ）を研究していた。彼等は郷土の所得の多くは旅行者から得られたと云うことを知った。研究を進めて行く中に，「我々の郷土はどんなに改善すればもっと多くの旅行者を惹き付けることが出來るか」と云う問題が起って來た。この問題が黒板に書かれて，これについて討議が行われた。子供達は自分等に明白だと思われる改善策を若干出した。これが先の問題の下に板書された。それから兒童は彼等の問題に役立つことをもっと学ぶために，郷土調査を計畫した。調査は充分になされた。得られた知識の利益を全兒童が得られるように，知識交換をした。そのために，子供等は出來る限り，視覚に訴える方法を取った。と云うのは地図，グラフ，絵を準備したのである。彼等は具体的な材料を家庭から持って來たり，近所や商店から借りたのである。彼等の報告は劇的で，興味あり，簡潔で，正確であった。総ての報告は大へん興味深かった。報告がすんだら，子供達はお互いの報告を内容，興味，正確さと表現形式について評價した。こ

れらの知識を問題に当てはめる方法については，市会を劇化すると云う形をとった。子供等は市の議員とか職員とかの役になって，彼等の市の改善策を議する目的で集まるのである。中には市民の役になるものもあった。彼等は市会に出席して，情報を提出し改善を請願するのである。こう云う劇化は子供には大変面白いものであり問題解決を通じて多くの知識が得られた。このような学習は一日や二日では出來ない。兒童は集めた知識を活用して，問題を解決するのに数週間を費した。しかし此の時日は有効に用いられたものと筆者は信じている。と云うのは子供達は問題解決に当って自分達が集めた知識と，問題解決法として用いた手続とは，一生忘れずにいると思われるからである。

第三章　社会科教育の目標

1. 学習上の基礎條件

小学校各学年の社会科の学習指導要領は，数個の單純な原理に基いているのであるが，此の原理こそはあらゆる國に通じ，又各個人の心の奥深く滲透しその全行動を支配するに到るものである。その原理は次のようなものである。

(1) 個人は悉く價値を有し，又尊敬されねばならぬ
(2) すべての個人は平等の機会を與えられる權利をもつ
(3) 我々は自治の能力をもつ
(4) 團体の中で生活すれば，個人は利益を得る
(5) 團体生活から利益を得る代りには，團体に対する責任を果さなければならぬ
(6) 自由は，團体の規則を弁え，かつこれを守ることから起る

兒童がこの原理によって自からの生活を支配して行くことを学び得るかどうかは，或る條件による。即ち健康で，幸福で，生活が安定しており，知識があり，理会力を具え，信頼が出來，鄭重で，正しいと云うことが先決

條件である。学校はこう云う條件に対し少くとも一半の責任をもっている。

健康とは，衣食住と運動と身体的安樂と云うことで盡されるものではない。健全な精神狀態が必要である。沢山食べるだけでは充分でない。食物は目に見て美味しそうでなければならす，愉快な雰囲氣の中で食べねばならぬ。学校が中食を日課の中に入れているからには，愉快な空氣の中に食事を食べさせる責任を負わねばならぬ。運動をさせるだけでは充分でない。子供は遊ばねばならぬ。出來れば戸外で遊ばねばならぬ。勉强と遊戯，活動と休息とが釣合いがとれておらねばならぬ。

子供が幸福であることを望むと云っても，それは子供が單に氣輕で，朗かであればよいと云う意味ではない。自分が学校なり家族の中で愛され必要とされていると知ることから起る深い滿足を味わせたいと思うのである。子供は教師や友達の賞讃を博するような仕事をする機会をもたなければならぬ。

安心感とは，次の食事は何処から得られるかを知っていることだけではない。價値の感から起って來るのが本当の安心感で，かくして外的刺戟に煩わされない内的免疫性が出來るのである。恐らくこう云う理由のために，良い習慣を作るのには，良い行いを賞める方が，悪い行を

咎めるよりも，効果があると，心理学者が我々に教えているのであろう。

児童の知識を如何にして拡充すべきかについての考えは，過去20年の間に色々変化して來た。児童は事実の反覆と，單なる技術の練習とによって教育されるものとされた時代があった。今では周知の如く，原理を理会することと推理能力を得ることが，事実の機械的反覆や，練習を仕上げる速度よりも一層價値があることになっている。今では親や教師は子供をまず多くの意味をもった環境の中に引き入れる。何故かと云えば，子供が何かを学ぶ最良の方法は，自分でやってみることであるからである。「3と4は7」「2と5は7」「6と1は7」等を繰り返えさせる代りに，棒切れを7本か，木片を7個か與えて，7についてどれだけのことを見出すことが出來るか，やらせて見るのである。

2. 社会科に於ける生活指導

児童は理会力があることが望ましいと我々が云うのは，子供を他から尊敬されると共に，自ら敬する市民にするような或る原理の理会のことを考えているのである。そう云う原理は次の通りである。

(1) 特権には義務がつきものである。若しも床の上で玩具で遊ぶことが許されているなら，その子供は遊びが

すんだらその玩具を片付けなければならぬ。友達が玩具を貸して呉れるならば，その友達を喜ばせるために何かしなければならぬ。級友達が自分を或る重要な位置に選んで呉れたなら，彼はその位置に立って立派に職責を果すよう，あらゆる努力をせねばならぬ。

(2) 自由が樂しめるのは，各人が社会の規則を弁えて，これを守るからである。子供は社会的な集團の仲間入りをして，集團内の自分の行爲を評價する多くの機会をもつべきである。彼が自由を樂めるのは，彼が集團社会の規則を学んで知悉し，習熟して，規則のことを考えることなしに自ずと規則にはまった行いが出來るようになってからである。

(3) 個人には悉く價値が潜んでいる。子供は早くから他人の權利を尊敬し，その貢献に感謝し，良いものは他人と分け合い，人が重荷を運んでおればそれを助けてやることを学ばねばならぬ。此の原理を学ぶのには，子供は同年輩の他の子供等と一緒に勉強したり遊んだりする機会をもたねばならぬ。尤もそれには教師の指導と周到な監督が必要である。

或る人が信頼出來ると云うことは，その人の小さい時からの習慣にまつところが多い。だから子供は極めて小さい時から信頼出來る人物になるようにしつけられねば

ならぬ。彼は早くから玩具を片付けること，始めた仕事は最後までやり遂げること，約束を守ること等々が，社会的に見てよいことであると学ぶことが出來る。

礼儀と云うことは，單に或る氣まぐれな作法（エチケット）の法則に従って振舞うと云うことではない。それは他人のことを主体に考えての行爲である。大人は子供の行爲をその動機に基いて評價することを知らねばならぬ。例えば，ある小さな子供がお皿から一番大きなお菓子を取って，友達に自分で選んでとる機会を與える代りに，その一番大きなお菓子を與えたとするならば，彼がそうしたのは，若し自分で選ばねばならなくなったら，友達は恐らく小さいお菓子を取らざるを得ないことになると感じたからかも知れない。こう云う場合には教師はその子供の動機を察してやって，まず友達のことについて思い遣りがあったことを賞めてやるべきである。何故彼がしたやり方は作法にかなっていないかを教えるのは，然る後のことである。

アメリカの小さな町の二年生が，消防署見学に行く前に，遠足についての規則を作っていた。彼らは「列から離れるな」「先頭について行け」「右側通行」と云うような條項を列挙していた。一人の小さな男の子が「会う人に丁寧にせよ」と云った時，教師が丁寧にするとはどう